

第三期近江八幡市 子ども・子育て支援事業計画 「ハチピープラン」

素案（案）

令和●年●月

近江八幡市

目次

1	第1章 計画の策定にあたって.....	4
2	1 計画策定の背景と趣旨.....	4
3	2 計画の位置付け.....	5
4	3 計画の期間.....	6
5	4 計画における「子ども（こども）」の定義.....	6
6	第2章 こどもと子育て家庭の現状と課題.....	7
7	1 統計データでみえる近江八幡市.....	7
8	2 アンケート調査結果からみえる近江八幡市.....	18
9	3 これまでの主な取組の進捗状況.....	36
10	第3章 計画の基本的な考え方.....	39
11	1 基本理念.....	39
12	2 計画推進にあたっての視点.....	39
13	3 基本目標.....	40
14	4 施策の体系.....	41
15	第4章 施策の展開.....	42
16	1 こどもを安心して産み育てられる環境をつくる.....	42
17	2 すべてのこどもが自分らしく健やかに成長できる教育・保育環境をつくる.....	47
18	3 地域社会全体で子育てを支え、安心して子育てができるまちをつくる.....	52
19	4 きめ細やかな関わりを必要とするこども・家庭を支援する.....	56
20	5 こどもを貧困や児童虐待から守る.....	60
21	第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期.....	62
22	1 提供区域の設定.....	62
23	2 人口の見込み.....	63
24	3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育.....	64
25	4 地域子ども・子育て支援事業.....	66
26	5 就学前教育・保育の提供及び小学校との連携の推進.....	75
27	6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	75
28	第6章 計画の推進.....	76
29	1 推進体制.....	76
30	2 こどもの意見を施策に反映させる取組.....	76
31	3 進捗管理、評価・見直し.....	76
32	資料集.....	77
33		

1	1 近江八幡市子ども・子育て会議 委員名簿.....	77
2	2 計画策定経過.....	79
3	3 こどもの意見聴取.....	82
4	4 用語解説.....	83
5		
6		

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、平成27年3月に第一期となる「近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和2年3月には、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第二期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画（以下「第二期計画」という。）」を策定し、「子どもは地域の宝、みんなで見守り育てよう！」を基本理念として、家庭、学校、地域、企業そして行政がそれぞれの役割を果たし、地域社会全体が連携しながら、こどもの最善の利益が実現されるまち「子育てするなら近江八幡」となるよう、様々な取組を進めています。

この間、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立し、令和5年4月に施行されました。また、令和5年12月には政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定され、自治体においてもこども大綱を勘案したこども・子育て施策の一層の推進が求められています。

このたび、第二期計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に本市のこども・子育て施策を推進するため、第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画「ハチピープラン」（以下「第三期計画」という。）を策定しました。この計画に基づき社会状況の変化に対応しつつ、関連する諸計画と連携しながら、こども・子育て支援施策を総合的に推進していきます。

第三期計画では、本市のこども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標と方向性を定めます。また、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育施設と子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び量の見込みに対応する「確保方策」を定めます。

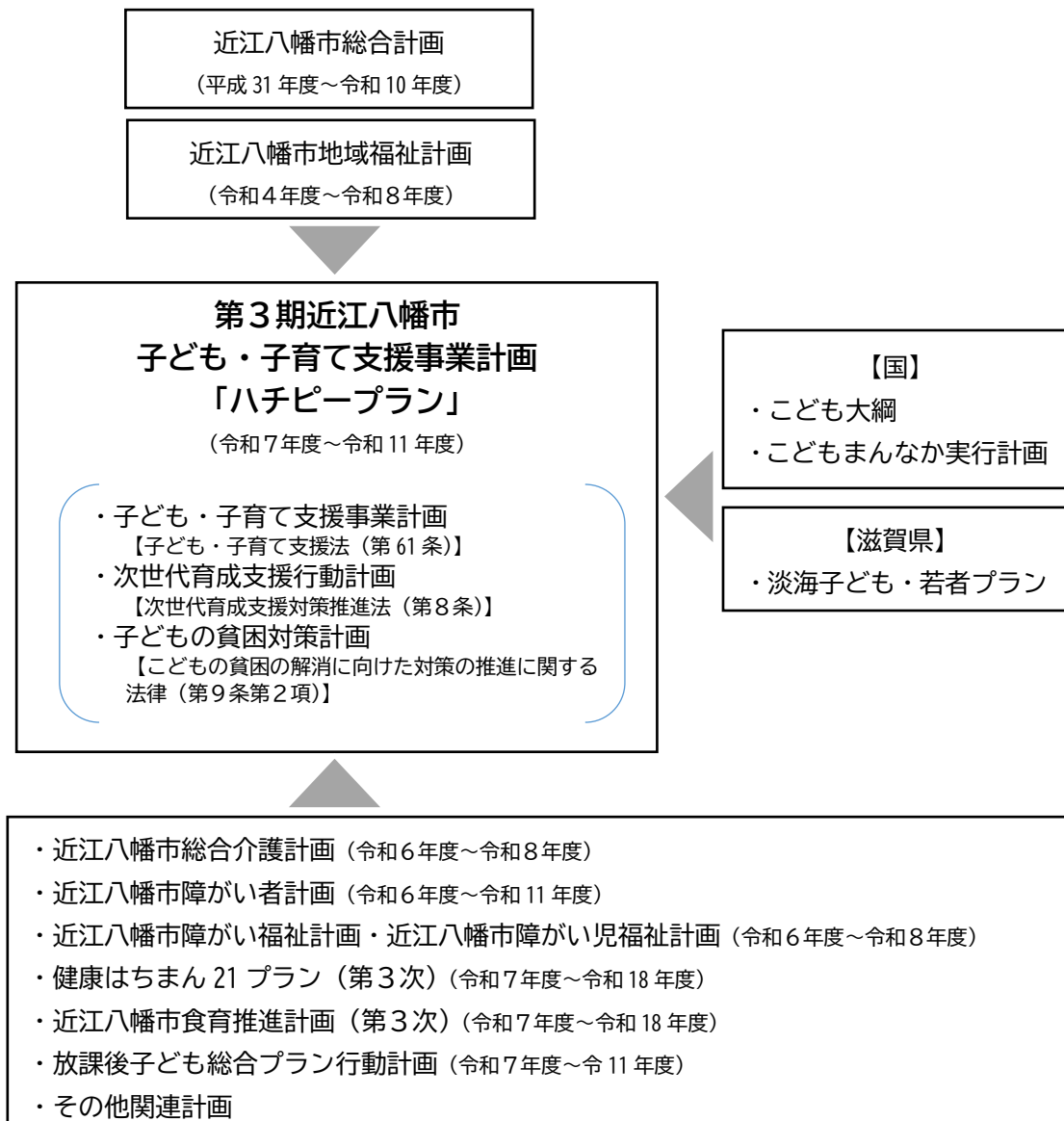
2 計画の位置付け

第三期計画は、第二期計画に引き続き、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

また、第三期からこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）に基づく「市町村計画（子どもの貧困対策計画）」の内容を追加しています。

第三期計画の策定に当たっては、「近江八幡市総合計画」をはじめ、他の子ども・子育てに関連する行政計画との整合を図りました。

また、令和 5 年 4 月に子ども基本法が施行され、令和 5 年 12 月にこども大綱が制定されたことから、将来的に子ども基本法に基づく「こども計画」の策定を見据え、こども大綱の内容を勘案するとともに、令和 6 年 5 月に制定された「こどもまんなか実行計画」の内容との整合を図りました。



3 計画の期間

本計画は第二期子ども・子育て支援事業計画を引き継ぎ令和7年から令和11年までの5年間を計画対象期間とします。

平成 27年	令和 元年	令和 2年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
第一期子ども・子育て支援事業計画		第二期子ども・子育て支援事業計画		第三期子ども・子育て支援事業計画				

4 計画における「子ども（こども）」の定義

（1）子ども（こども）の範囲について

「子ども（こども）」の定義は、根拠となる法令等により異なり、子ども・子育て支援法における「子ども」の対象は「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」となっています。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であるため、本計画における「子ども」の定義は、上記のとおり18歳までを基本とします。

（2）将来的な展開を見すえた「子ども」の定義について

令和5年4月に施行されたこども基本法における「こども」の定義は、年齢に関わらず「心身の発達の過程にある者」とされています。

また、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」における「子ども」は「おおむね18歳まで」であり、「若者」は「おおむね30歳未満まで（施策により40歳未満まで）」とされています。

上記を踏まえ、本計画における「子ども」の定義は、上記①のとおり18歳までを基本としますが、将来的に「子ども・若者計画」を統合した「こども計画」の策定を見据え、対象者の年齢については、幅を持たせ（拡張し）て取扱います。

（3）こどもと子どもの表記について

本計画における「こども」の表記は、こども基本法に従い、原則として「こども」を用います。ただし、子ども・子育て支援法における事業名称等の法令根拠のある用語や、既存の事業や組織の名称等を引用する場合は、「子ども」を用います。

第2章 こどもと子育て家庭の現状と課題

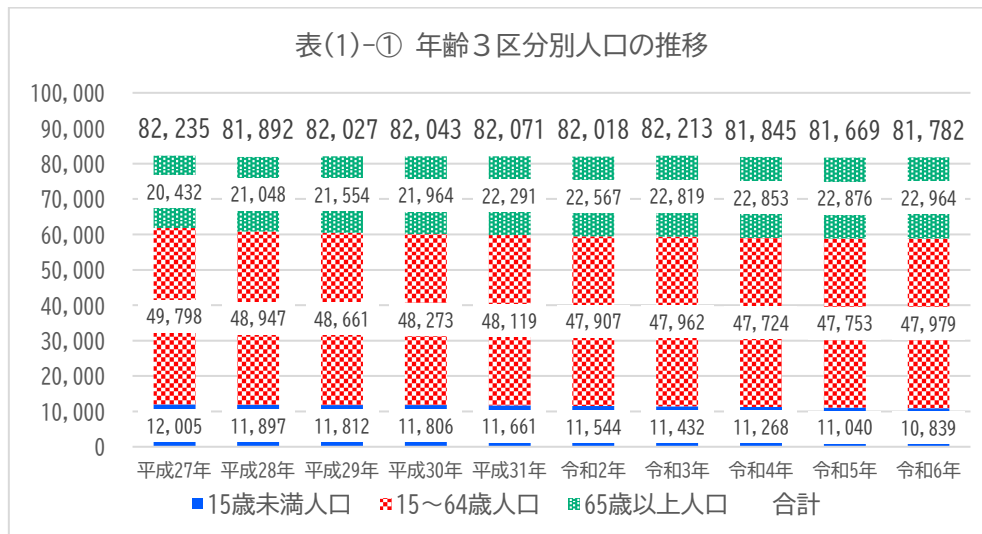
1 統計データでみえる近江八幡市

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は平成27年から、おおむね82,000人前後で推移しており、令和6年4月現在で81,782人となっています。

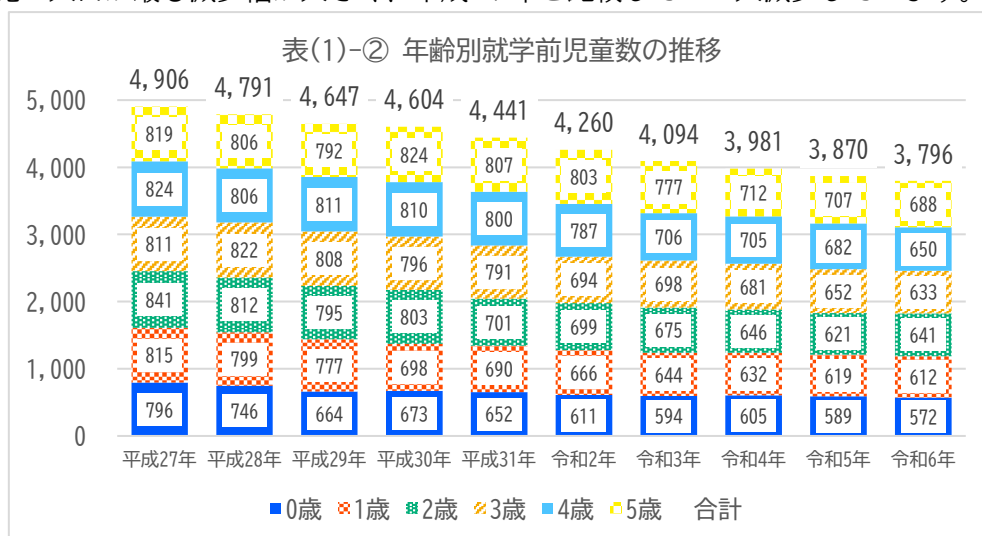
また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、15歳未満人口は減少しているのに対し、65歳以上人口は増加しています。15～64歳人口については、ほぼ横ばいです。



【出所】住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

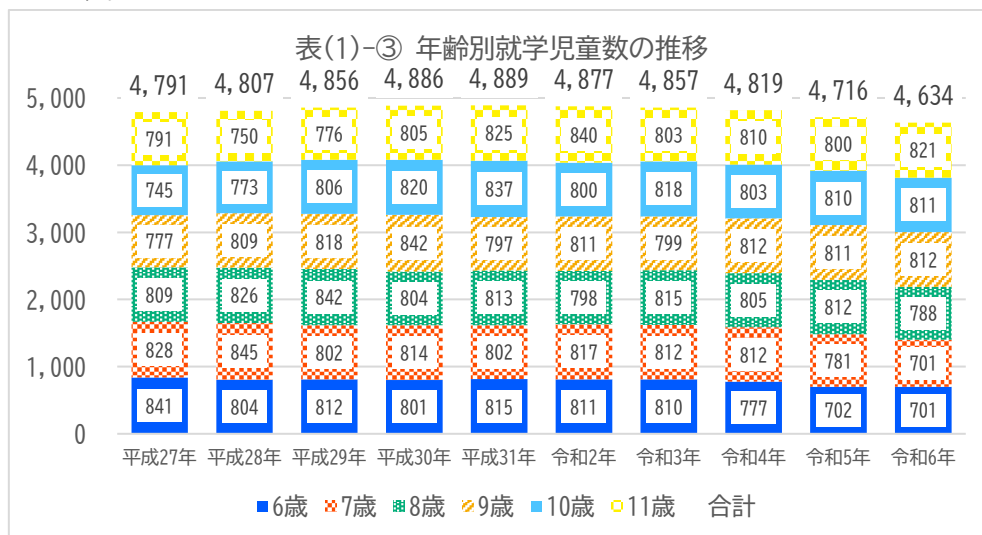
本市の0歳から5歳（就学前）の人口は、平成27年と比較して1,110人減少し、令和6年4月現在で3,796人となっています。いずれの年齢層も減少していますが、0歳児の人口が最も減少幅が大きく、平成27年と比較して224人減少しています。



【出所】住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳のこどもの人口は、令和2年以降は減少しており、令和6年4月現在で4,634人となっています。6歳の人口は、平成27年と比較して140人減少しています。



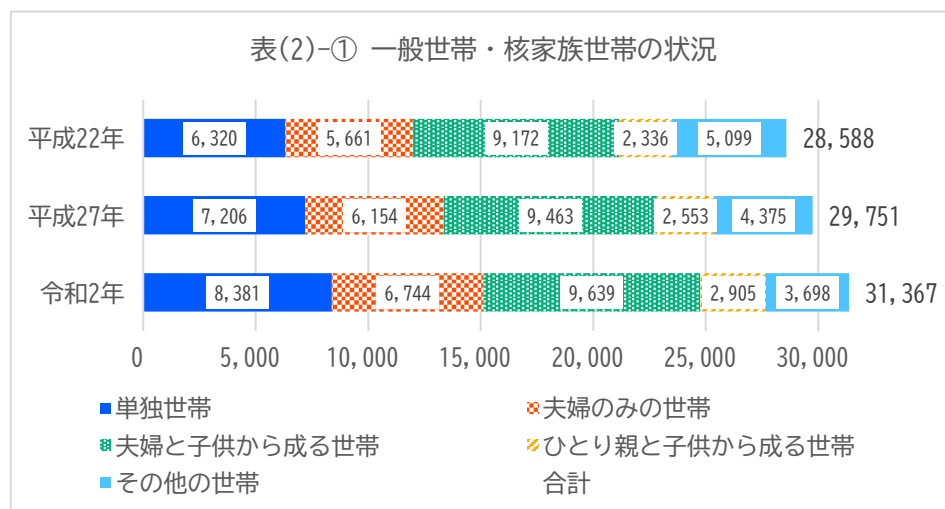
【出所】住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の一般世帯は、増加傾向にあり、令和2年では全体で31,367世帯となっています。

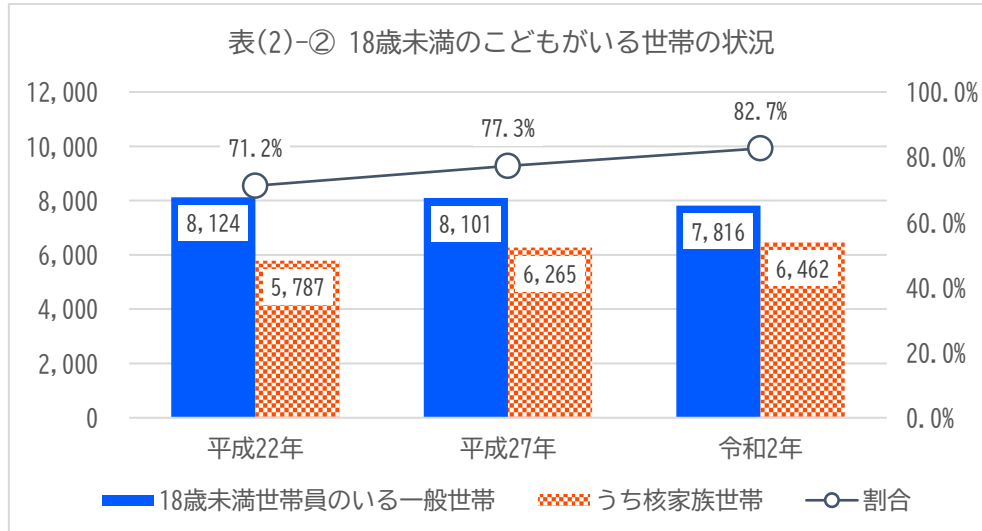
世帯の家族類型別にみると、「単独世帯」（世帯人員が1人の世帯）は8,381世帯（一般世帯の26.7%）、核家族世帯は、「夫婦のみの世帯」が6,744世帯、「夫婦と子どもから成る世帯」が9,639世帯、「ひとり親と子どもから成る世帯」が2,905世帯となっており、合計で19,288世帯（61.5%）といずれも増加しています。多世帯同居などの「その他の世帯」は3,698世帯（11.8%）で、減少傾向にあります。



【出所】国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

② 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

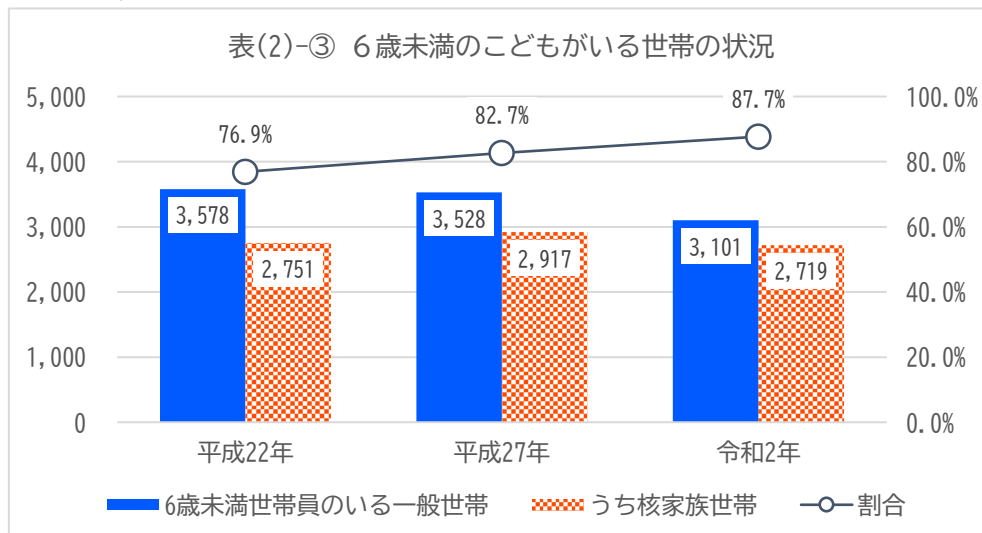
本市の18歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で7,816世帯となっています。そのうち18歳未満のこどもがいる核家族世帯が占める割合は、82.7%（6,462世帯）と増加しています。



【出所】国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

③ 6歳未満のこどもがいる世帯の状況

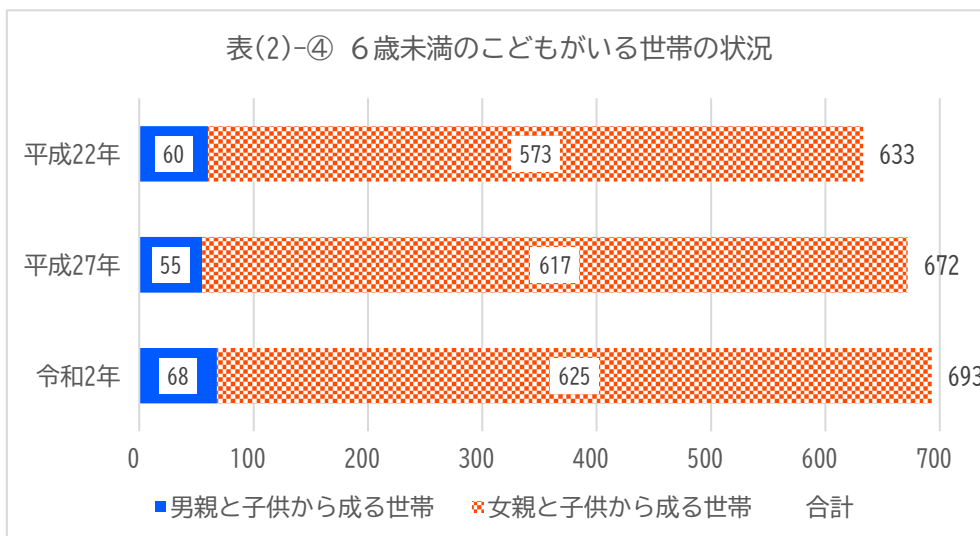
本市の6歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で3,101世帯となっています。そのうち6歳未満のこどもがいる核家族世帯が占める割合は、87.7%（2,719世帯）と増加しています。



【出所】国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいるひとり親世帯は年々増加しており、令和2年で693世帯となっています。内訳として、「男親とこどもから成る世帯」は68世帯（9.8%）、「女親とこどもから成る世帯」は625世帯（90.2%）となっています。

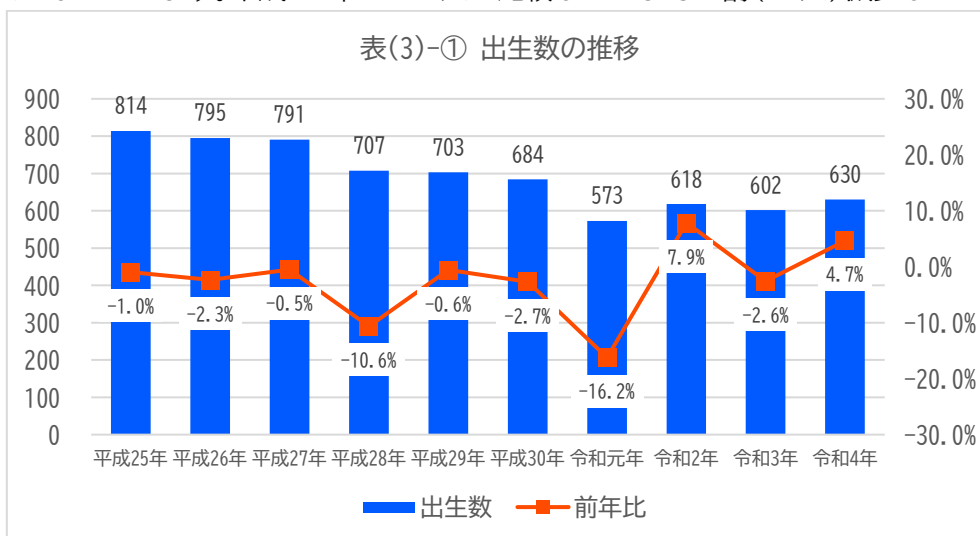


【出所】国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

本市の出生数は、増減を繰り返しながら、全体として減少傾向にあり、令和4年は630人となっています。平成29年の703人と比較しておよそ1割(73人)減少しています。



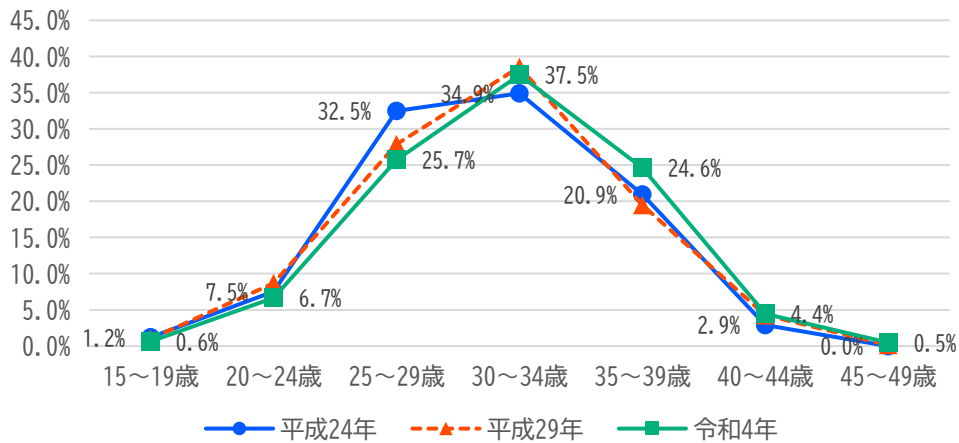
【出所】滋賀県人口動態調査

② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率は、令和4年は「30～34歳」（37.5%）が最も多く、次いで「25～29歳」（25.7%）、「35～39歳」（24.6%）となっています。

この傾向は、平成24年から令和4年まで同様ですが、年々30歳以降の出生率が増加しており（平成24年58.7%→令和4年67.0%）、晩産化が進行していることがうかがえます。

表(3)-② 母親の年齢（５歳階級）別出生率の推移



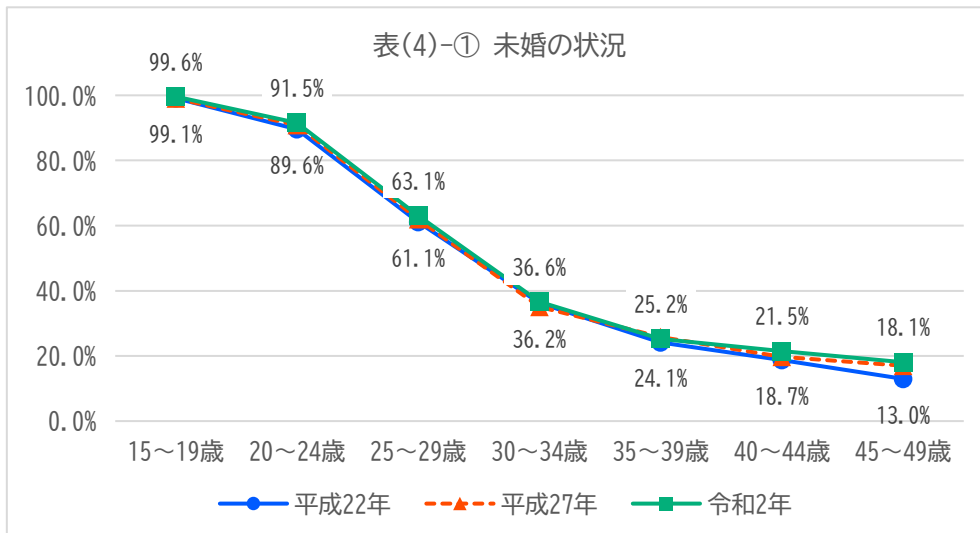
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成24年	1.2%	7.5%	32.5%	34.9%	20.9%	2.9%	0.0%
平成29年	1.0%	8.7%	27.9%	38.5%	19.5%	4.3%	0.1%
令和4年	0.6%	6.7%	25.7%	37.5%	24.6%	4.4%	0.5%

【出所】厚生労働省人口動態調査（平成 24 年、平成 29 年、令和 4 年）

（４）未婚・結婚の状況

① 年齢（５歳階級）別未婚率の推移

本市の年齢（５歳階級）別未婚率の推移をみると、すべての年齢で未婚率が上昇しています。※上段が令和 2 年の数値、下段が平成 22 年の数値

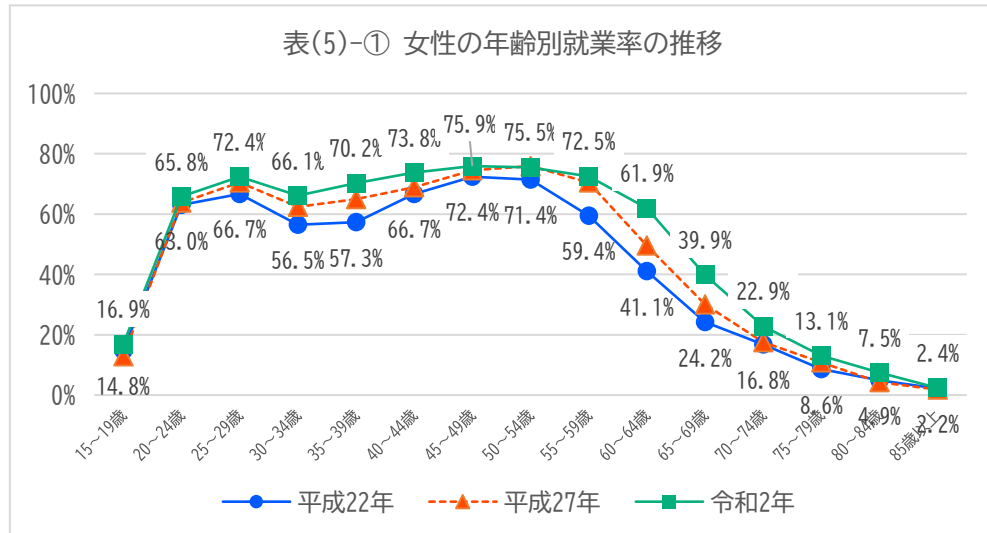


【出所】国勢調査（平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年）

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、増加傾向にあります。出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブについては、落ち込みの大きい「25～29歳」から「35～39歳」の就業率が上昇しており、緩やかな台形に近づいています。



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
平成22年	14.8%	63.0%	66.7%	56.5%	57.3%	66.7%	72.4%	71.4%
平成27年	12.9%	63.8%	70.5%	62.4%	64.9%	68.9%	74.5%	75.9%
令和2年	16.9%	65.8%	72.4%	66.1%	70.2%	73.8%	75.9%	75.5%

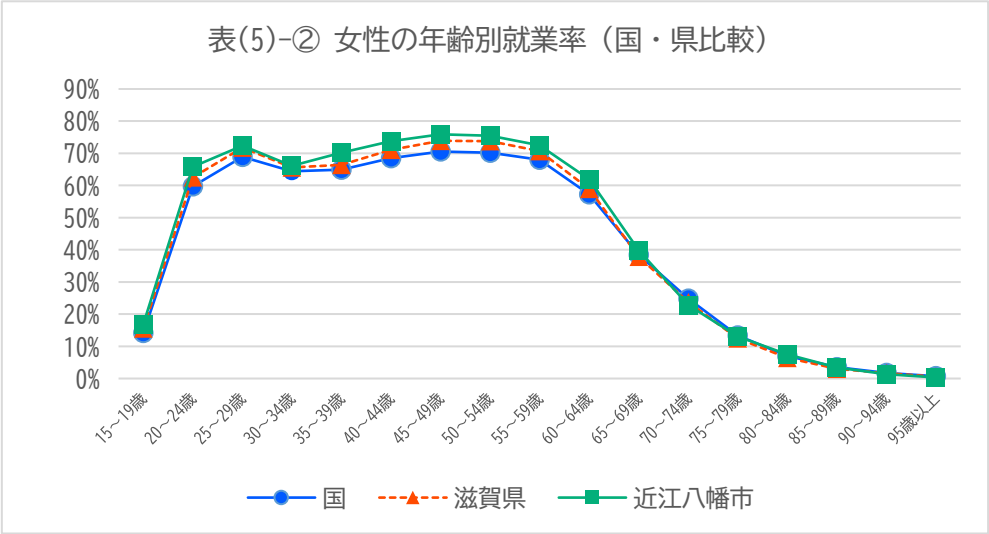
	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成22年	59.4%	41.1%	24.2%	16.8%	8.6%	4.9%	2.2%
平成27年	70.5%	49.5%	30.0%	17.5%	10.9%	4.2%	1.8%
令和2年	72.5%	61.9%	39.9%	22.9%	13.1%	7.5%	2.4%

【出所】国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、滋賀県と比較すると、ほぼ同じような動向を示していますが、「15～19歳」から「60～64歳」まで国・県よりも高い就業率となっています。

1
2



3
4

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
全国	14.2%	59.7%	68.9%	64.5%	64.9%	68.5%	70.6%	70.2%	68.0%
滋賀県	15.6%	62.6%	71.8%	65.6%	66.4%	71.1%	73.9%	73.7%	70.7%
近江八幡市	16.9%	65.8%	72.4%	66.1%	70.2%	73.8%	75.9%	75.5%	72.5%

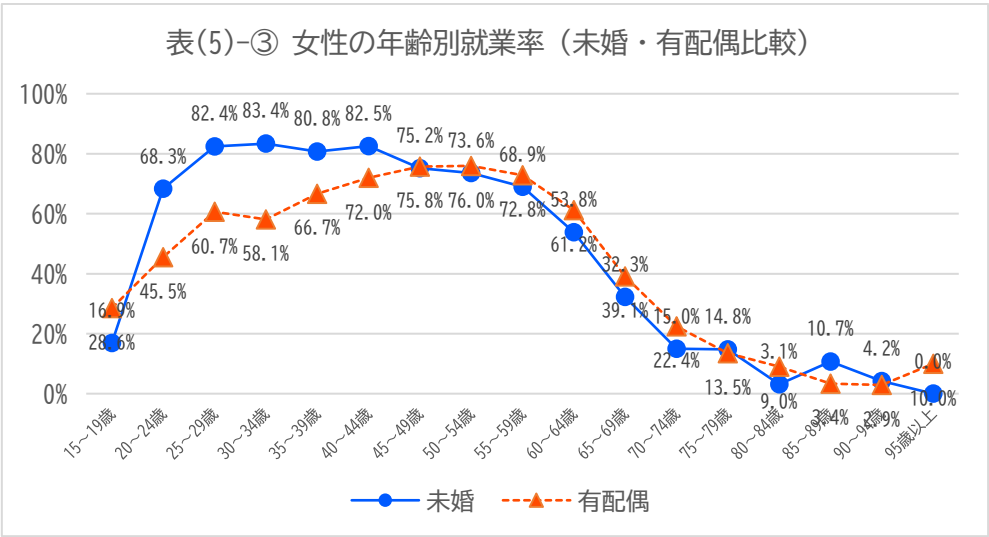
	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95歳以上	総数
全国	57.3%	38.5%	24.8%	13.3%	7.0%	3.5%	1.8%	0.7%	46.5%
滋賀県	59.0%	37.9%	23.8%	12.5%	6.4%	3.0%	1.6%	0.6%	48.8%
近江八幡市	61.9%	39.9%	22.9%	13.1%	7.5%	3.4%	1.3%	0.3%	49.8%

【出所】国勢調査（令和2年）

5
6
7
8

③ 女性の年齢別就業率（未婚・有配偶比較）

本市の令和2年の女性の未婚・有配偶別就業率をみると、「20～24歳」から「40～44歳」において、未婚者の就業率が有配偶よりも高くなっています。



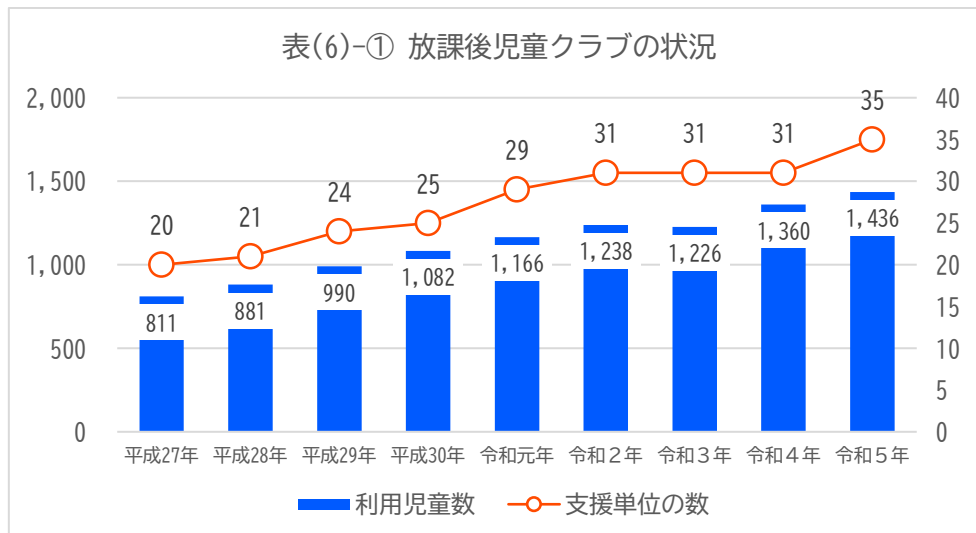
【出所】国勢調査（令和2年）

9
10

(6) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブの利用ニーズは年々増加しており、平成27年以降拡充を図っています。令和5年で支援の単位は35、利用者数は1,436人となっています。

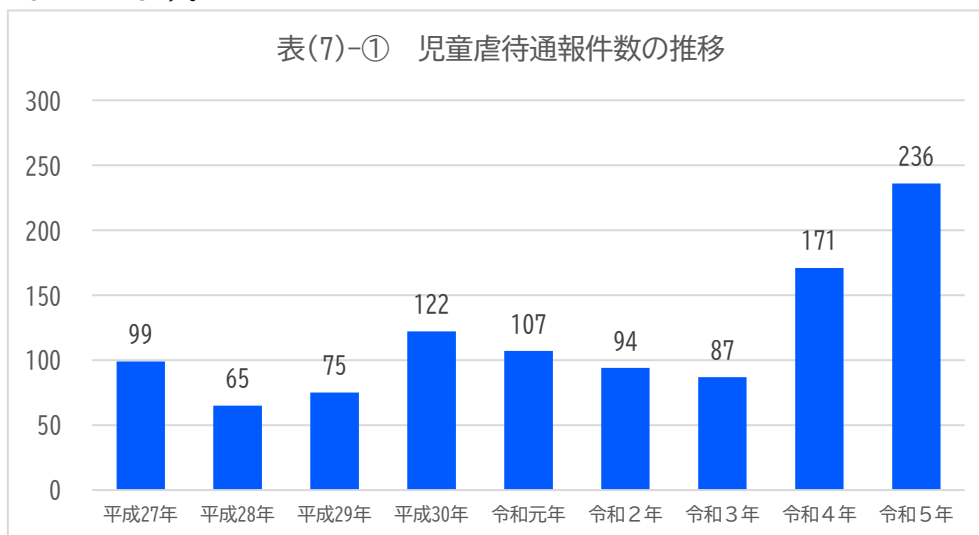


【出所】近江八幡市（子育て政策課）

(7) その他の状況

① 児童虐待通報件数の推移

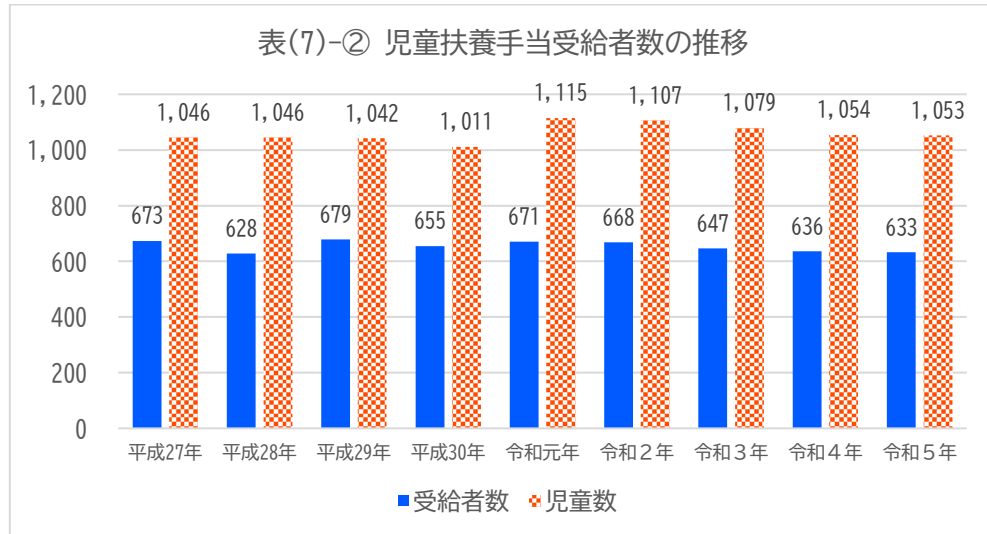
本市の児童虐待通報件数は、令和3年から令和4年にかけて急増し、令和5年で236件となっています。



【出所】近江八幡市（こども家庭センター）

② 児童扶養手当受給者数の推移

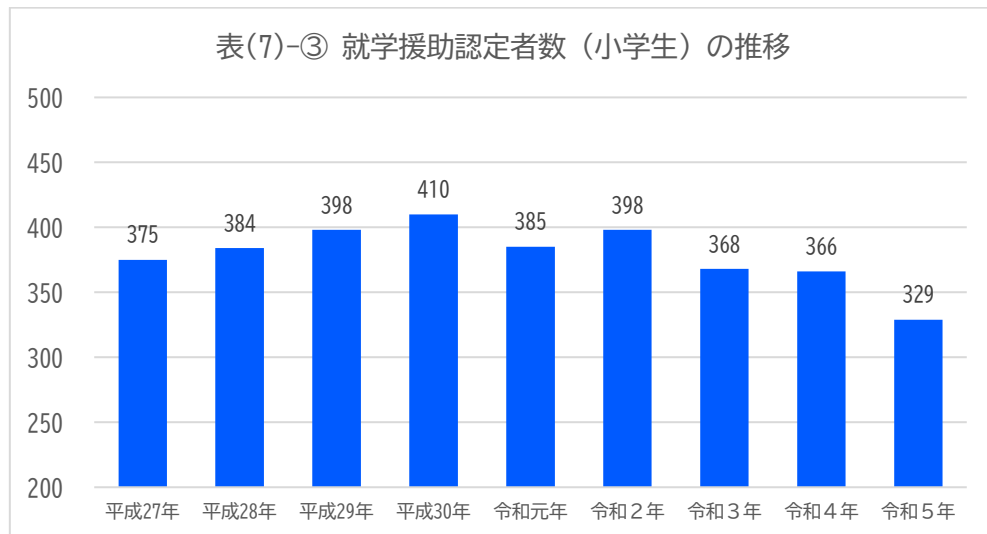
本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は、近年はほぼ横ばいで、令和5年で受給者数が633人、受給対象児童数が1,053人となっています。



【出所】近江八幡市（こども家庭センター）

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

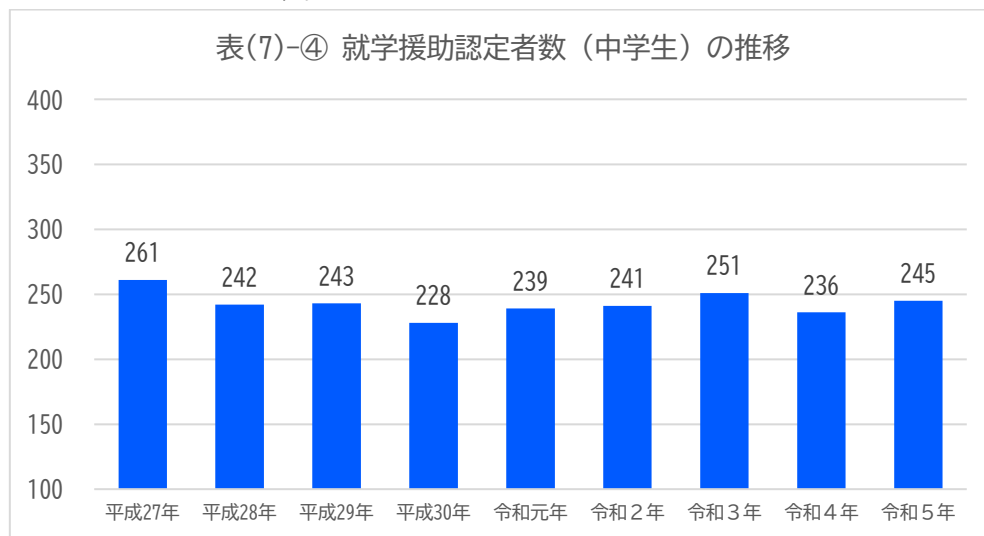
本市の小学生における就学援助認定者数は、令和2年から減少傾向にあり、令和5年で329人となっています。



【出所】近江八幡市（学校教育課）

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者数は、近年はほぼ横ばいで、令和5年で認定者数が245人となっています。

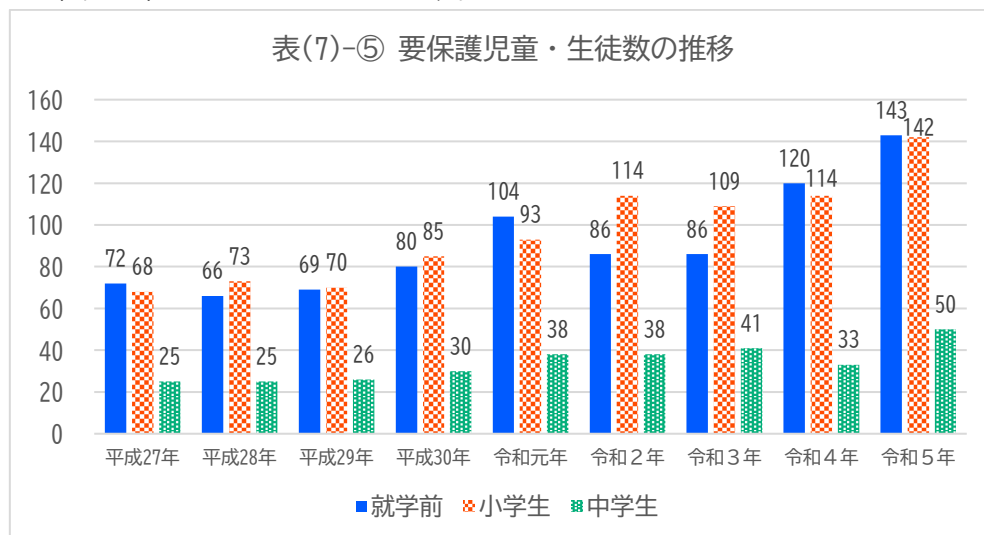


【出所】近江八幡市（学校教育課）

⑤ 要保護児童・生徒数の推移

本市の要保護児童数（就学前）は、令和3年以降増加しており、令和5年で143人となっています。

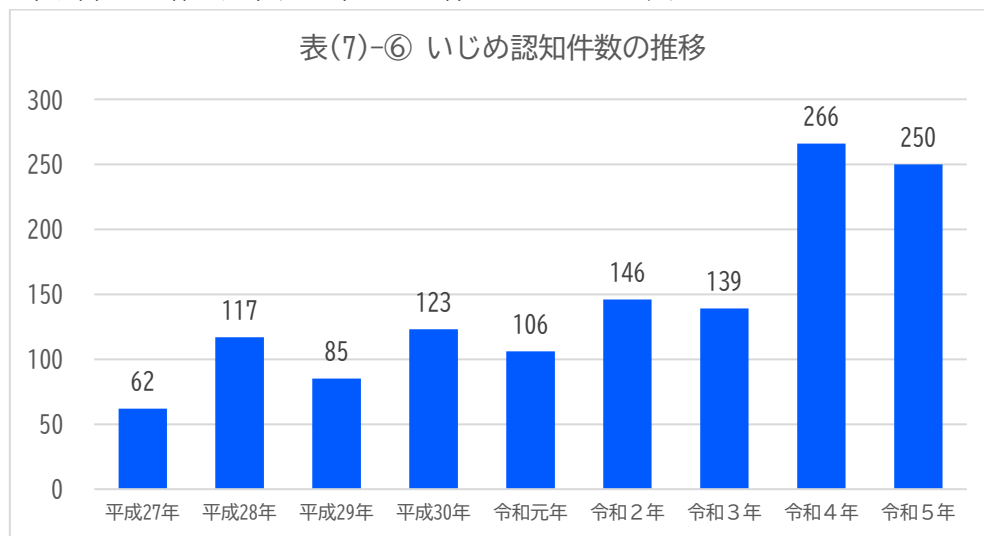
また、要保護児童数（小学生）は平成29年以降増減をくり返しながら、増加傾向で推移しており、令和5年で142人となっています。要保護児童数（中学生）についても、増加し令和5年で50人となっています。



【出所】近江八幡市（こども家庭センター）

⑥ いじめ認知件数の推移

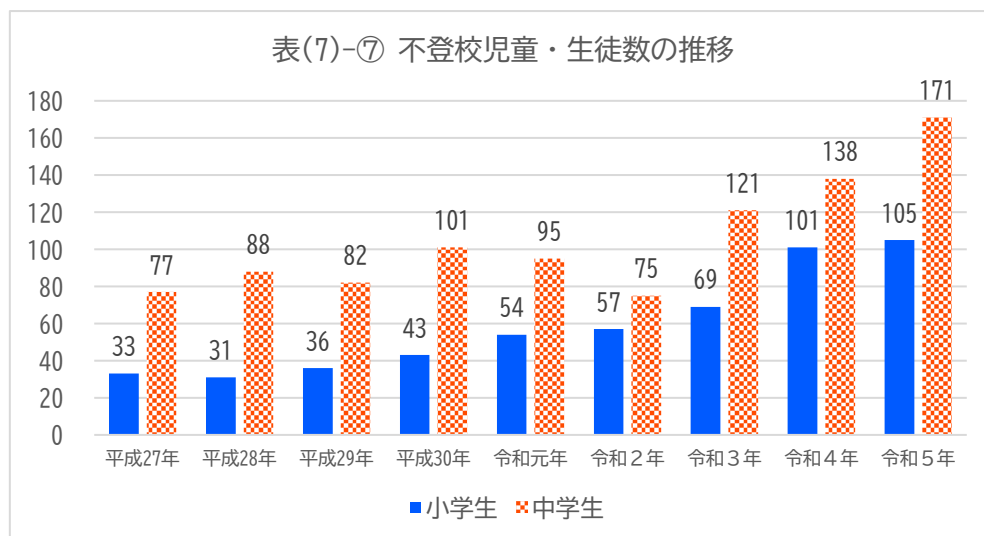
本市のいじめ認知件数は、令和3年までは年間100件前後で推移していましたが、令和4年以降は急増し、令和5年は250件となっています。



【出所】近江八幡市（学校教育課）

⑦ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は、増加傾向で推移しており、令和5年で小学生が105人、中学生が171人となっています。



【出所】近江八幡市（学校教育課）

2 アンケート調査結果からみえる近江八幡市

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「第二期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画ハチピープラン」が令和6年度に計画期間が終了することに伴い、「第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画ハチピープラン」の策定に向け、本市の子育て家庭の状況や意向等を把握するための調査・分析を実施し、次期計画策定のための基礎資料とするために実施しました。

② 調査の対象・期間・調査方法

対象	調査件数	調査期間	調査方法
(ア) 就学前児童がいる保護者	1,000	令和5年	郵送法（郵送による配布・回収）
(イ) 小学生児童がいる保護者	1,000	12月19日（火）から令和6年1月5日（金）	
(ウ) 小学3年生の保護者	815	令和6年1月10日（水）から1月23日（火）	学校を通じた直接配布・郵送回収
(エ) 小学3年生	815		
(オ) 小学5年生の保護者	808		
(カ) 小学5年生	808		
(キ) 中学2年生の保護者	868		
(ク) 中学2年生	868		
(ケ) 市内の子育て支援団体等	85	令和6年2月28日（水）	WEB 回答フォームによる回収
(コ) 市内の保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校	43	から3月11日（月）	郵送による配布・郵送及びWEB 回答フォームによる回収

③ 回収状況

(ア) 就学前児童がいる保護者

校区	八幡	島	沖島	岡山	金田	桐原	桐原東	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇	合計
調査件数	148	12	0	83	218	146	118	25	74	44	103	29	1,000
有効回収数	65	5	0	40	102	70	53	7	31	13	52	9	447
回収率(%)	43.9	41.7	0	48.2	46.8	47.9	44.9	28.0	41.9	29.5	50.5	31.0	44.7

(イ) 小学生児童が~~い~~る保護者

校区	八幡	島	沖島	岡山	金田	桐原	桐原東	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇	無回答	合計
調査件数	139	16	0	146	191	117	83	37	64	52	127	28	—	1,000
有効回収数	65	5	0	59	74	44	36	19	27	15	50	10	4	408
回収率(%)	46.8	31.3	0	40.4	38.7	37.6	43.4	51.4	42.2	28.8	39.4	35.7	—	40.8

(ウ) 小学3年生の保護者

学校	八幡	島	沖島	岡山	金田	桐原	桐原東	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇	養護	野洲	養護	八日市	無回答	合計
調査件数	109	20	7	113	144	95	63	22	46	45	107	35	8	1	—	—	—	815
有効回収数	50	9	0	55	70	34	29	12	22	16	50	19	—	—	—	—	2	368
回収率(%)	45.9	45.0	0	48.7	48.6	35.8	46.0	54.5	47.8	35.6	46.7	54.3	—	—	—	—	—	45.2

(エ) 小学3年生

学校	八幡	島	沖島	岡山	金田	桐原	桐原東	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇	養護	野洲	養護	八日市	合計
調査件数	109	20	7	113	144	95	63	22	46	45	107	35	8	1	—	—	815
有効回収数	48	12	2	52	68	32	27	12	22	15	49	19	1	1	—	—	360
回収率(%)	44.0	60.0	28.6	46.0	47.2	33.7	42.9	54.5	47.8	33.3	45.8	54.3	12.5	100	—	—	44.2

(オ) 小学5年生の保護者

学校	八幡	島	沖島	岡山	金田	桐原	桐原東	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇	養護	野洲	養護	八日市	合計
調査件数	124	18	2	103	152	101	64	21	54	28	112	22	6	1	—	—	808
有効回収数	72	7	0	46	63	45	24	13	20	12	67	9	—	—	—	—	378
回収率(%)	58.1	38.9	0	44.7	41.4	44.6	37.5	61.9	37.0	42.9	59.8	40.9	—	—	—	—	46.8

(カ) 小学5年生

学校	八幡	島	沖島	岡山	金田	桐原	桐原東	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇	養護野洲	養護八日市	無回答	合計
調査件数	124	18	2	103	152	101	64	21	54	28	112	22	6	1	—	808
有効回収数	68	10	0	46	63	39	26	14	20	11	65	9	2	1	1	375
回収率(%)	54.8	55.6	0	44.7	41.4	38.6	40.6	66.7	37.0	39.3	58.0	40.9	33.3	100	—	46.4

(キ) 中学2年生の保護者

校区	八幡	八幡東	八幡西	安土	兄弟社	近江	養護野洲	養護八日市	近江八幡市外	無回答	合計
調査件数	230	177	201	113	140	7	0	0	—	—	868
有効回収数	111	93	68	70	0	—	—	42	1	—	385
回収率(%)	48.3	52.5	33.8	61.9	0	—	—	—	—	—	44.4

※調査票は学校を通して配布しているため、野洲養護学校及び八日市養護学校が調査件数に入っていますが、回答は校区のみをたずねているため有効回収数には入っていません。

※同様に、近江兄弟社の有効回収数は八幡・八幡東・八幡西・安土・近江八幡市外に分散されています。

(ク) 中学2年生

学校	八幡	八幡東	八幡西	安土	兄弟社	近江	養護野洲	養護八日市	無回答	合計
調査件数	230	177	201	113	140	7	0	—	—	868
有効回収数	97	81	69	69	59	4	0	0	1	380
回収率(%)	42.2	45.8	34.3	61.1	42.1	57.1	0	—	—	43.8

(ケ) 市内の子育て支援団体等

調査件数	有効回収数	回収率(%)
85	44	51.8

(コ) 市内の保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校

調査件数	有効回収数	回収率(%)
43	33	76.7

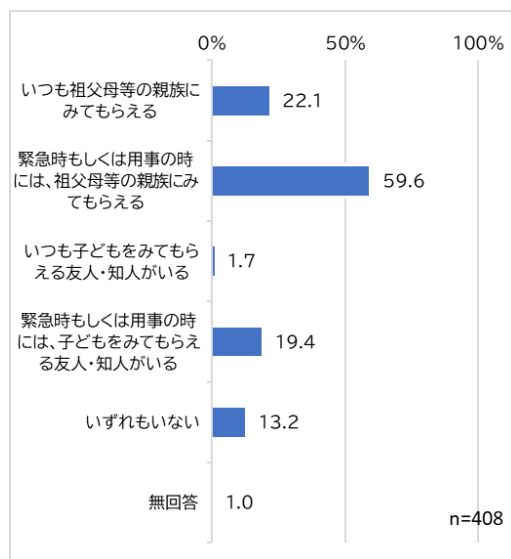
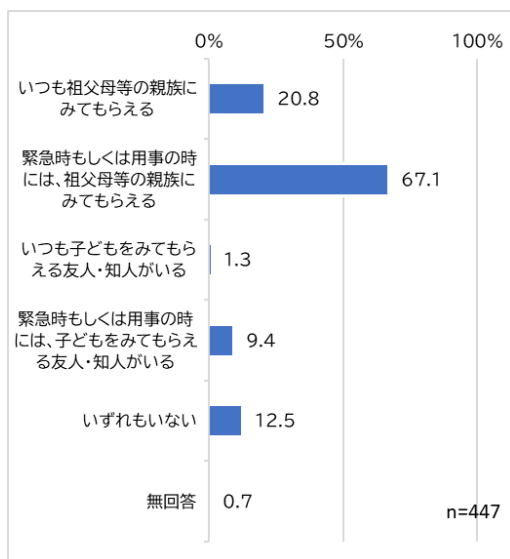
(2) こどもと家庭の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の時には、祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が就学前児童保護者、小学生保護者ともに高くなっています。

【今回調査】就学前児童保護者

【今回調査】小学生児童保護者

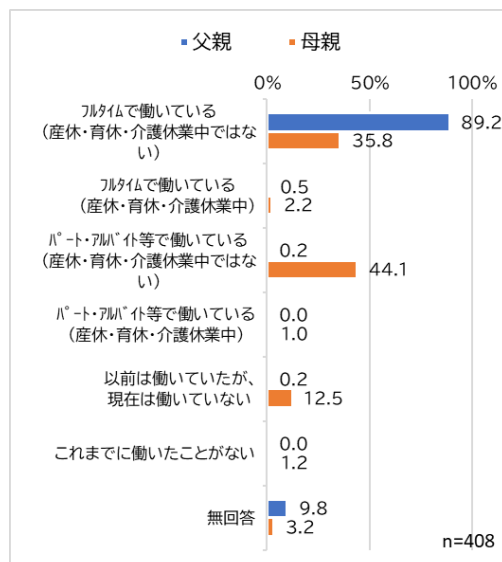
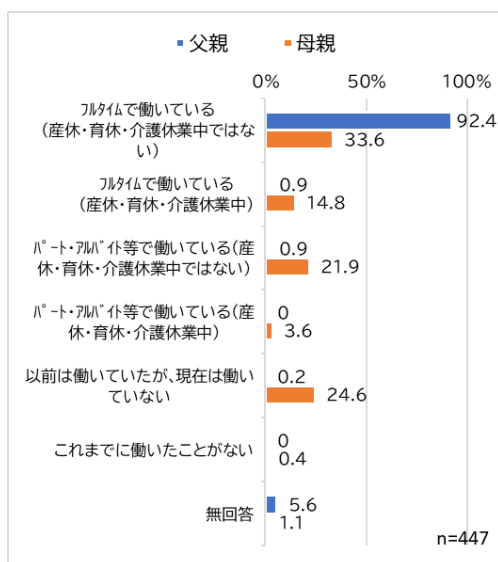


② 保護者の就労状況

父親、母親ともに「フルタイムで働いている（産休・育休・介護休業中ではない）」の割合が最も高く、平成 30 年の調査と比較すると就労している母親の割合が増加しています。

【今回調査】就学前児童保護者

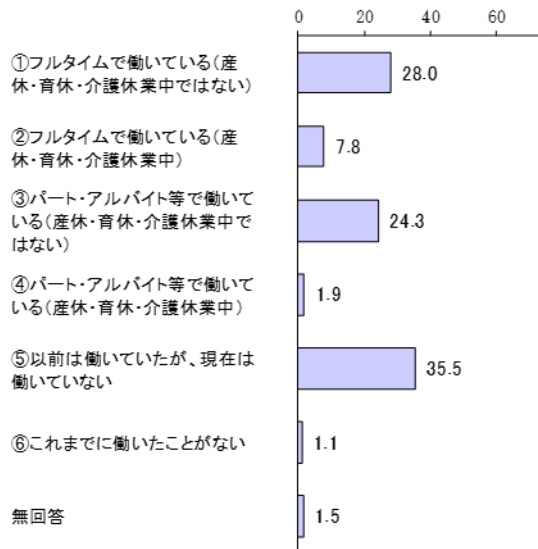
【今回調査】小学生児童保護者



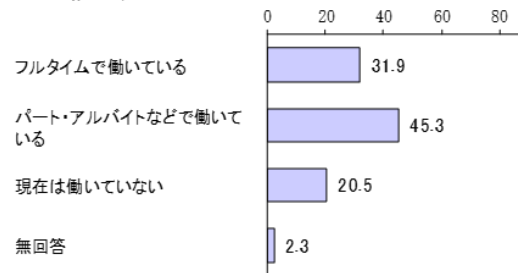
【平成 30 年度調査（母親）】就学前児童保護者

【平成 30 年度調査（母親）】小学生児童保護者

回答者数 = 1,961



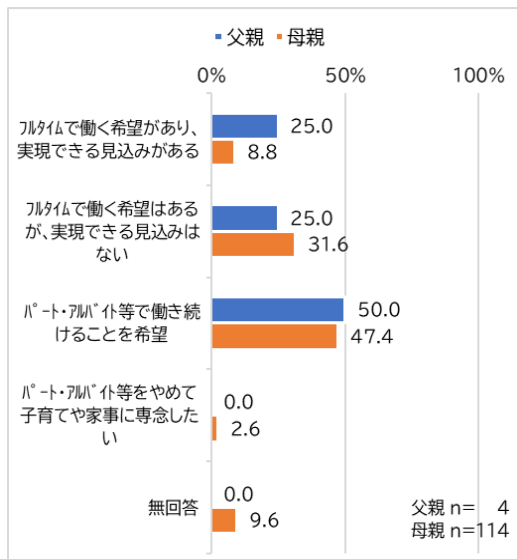
回答者数 = 3,121



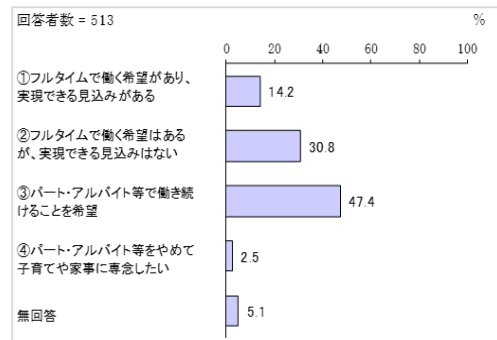
③ 保護者（母親）の就労意向（パート・アルバイト等で働いている者の就労意向）

パート・アルバイト等で働いている母親では、「パート・アルバイト等で働き続けることを希望」の割合が最も高く、次いで、「フルタイムで働く希望はあるが、実現できる見込みはない」が高くなっています。

【今回調査】就学前児童保護者



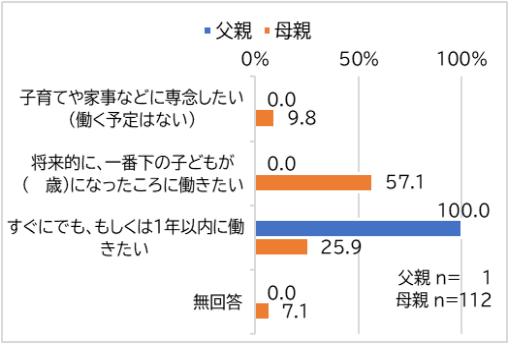
【平成 30 年度調査（母親）】



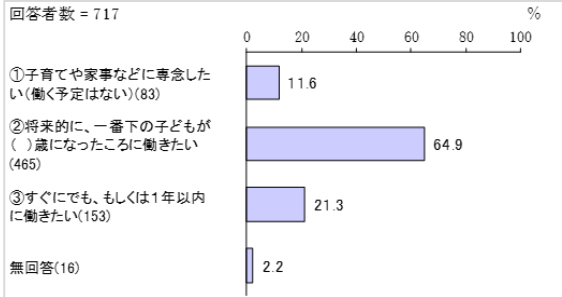
④ 保護者（母親）の就労意向（未就労の就労意向）

就学前児童保護者の母親は、「将来的に」働きたいと答えた人が最も多くなっています。

【今回調査】就学前児童保護者



【平成30年度調査】就学前児童保護者（母親）

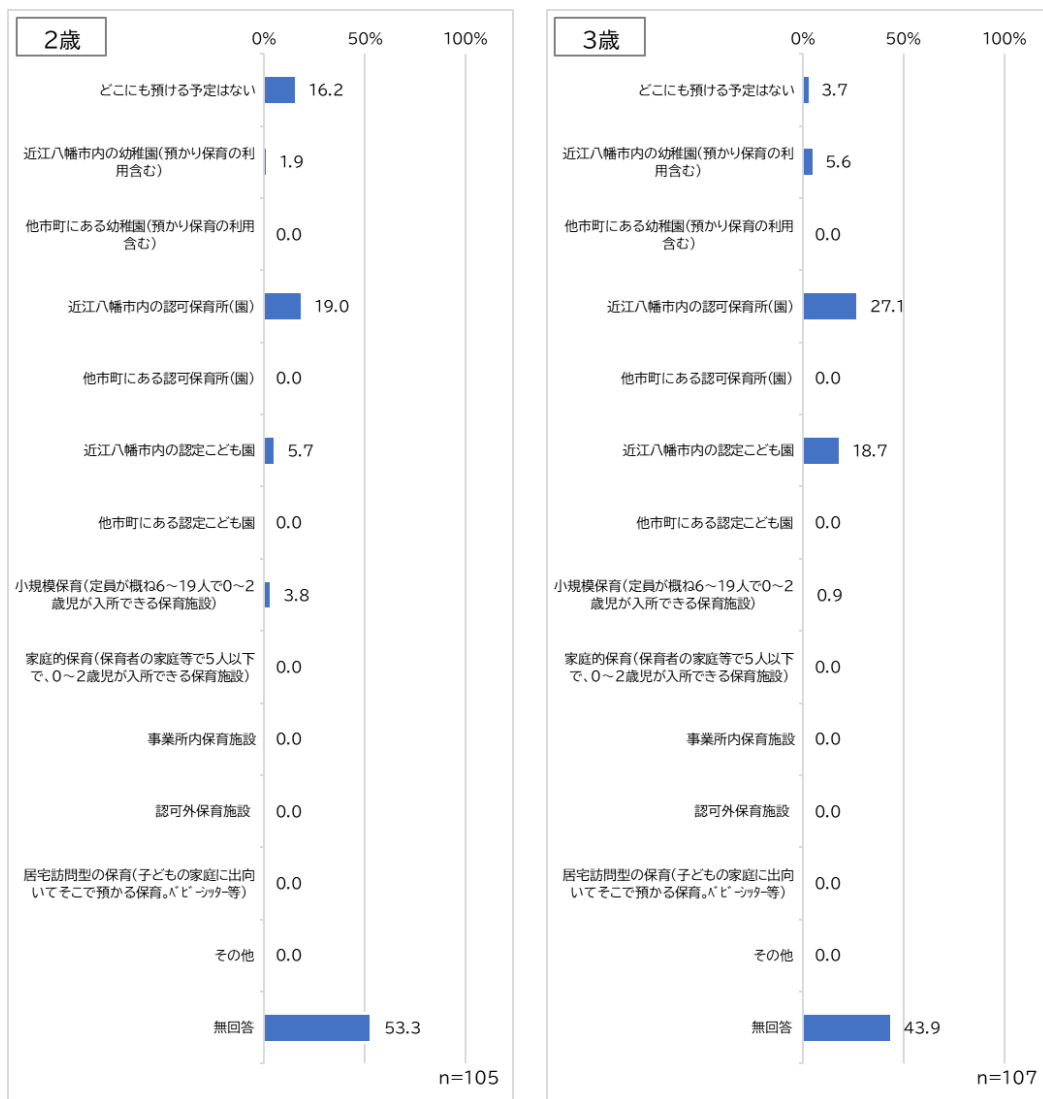


(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用等について

無回答の件数が多くなっていますが、回答した人のうち、0歳では「どこにも預ける予定がない」が最も多く、1歳から3歳では「近江八幡市内の認可保育所（園）」が最も多くなっています。

【今回調査】就学前児童保護者



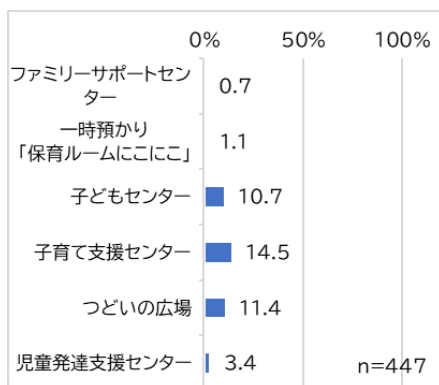


(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

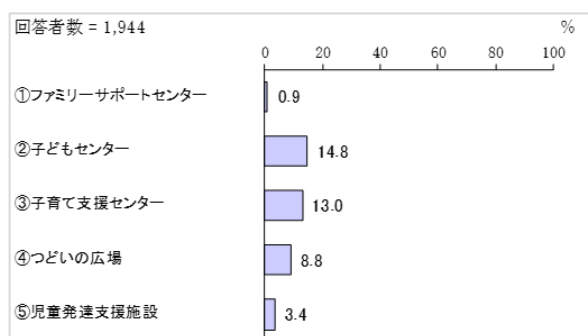
① 子どもセンター、子育て支援センター等の利用状況

現在の施設の利用状況は、「子育て支援センター」が最も多く、次いで「つどいの広場」となりました。

【今回調査】就学前児童保護者



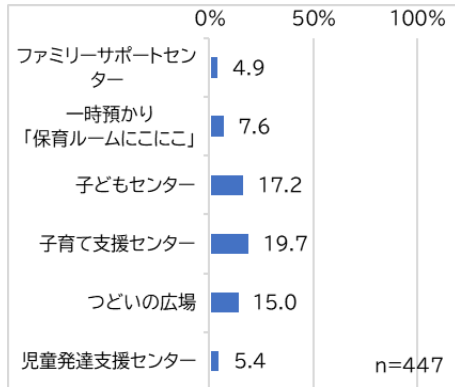
【平成30年度調査】就学前児童保護者



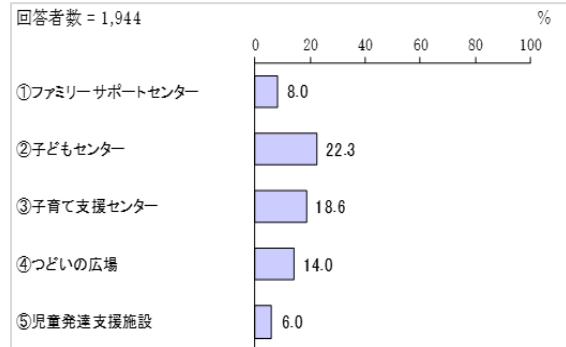
② 子どもセンター、子育て支援センター等の利用希望

今後の利用希望についても、「子育て支援センター」が最も多く、次いで「子どもセンター」となりました。

【今回調査】就学前児童保護者



【平成 30 年度調査】就学前児童保護者

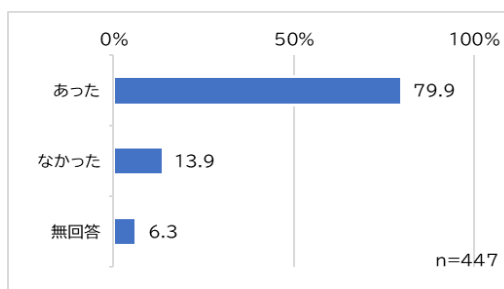


(5) 病気等の際の対応について

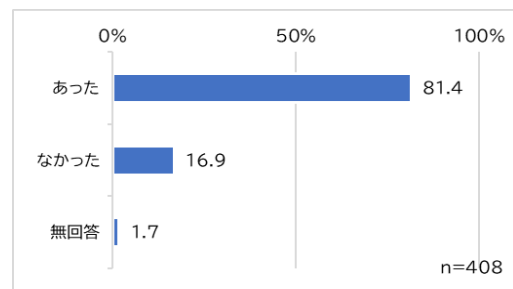
① こどもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」と回答した人の割合は就学前児童保護者では 79.9%、小学生児童保護者では 81.4%となっています。

【今回調査】就学前児童保護者



【今回調査】小学生児童保護者

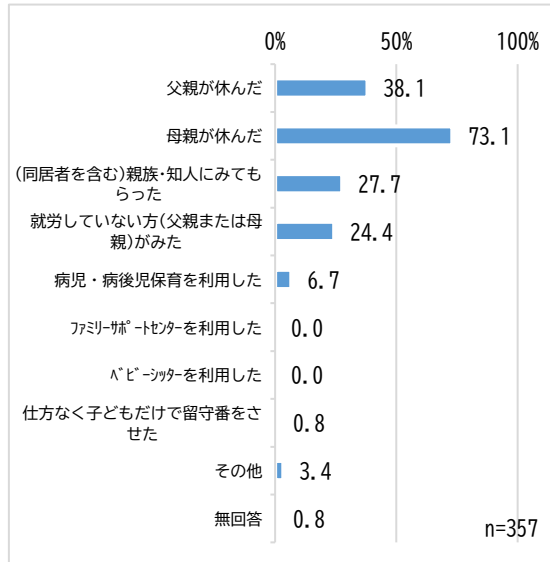


② こどもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

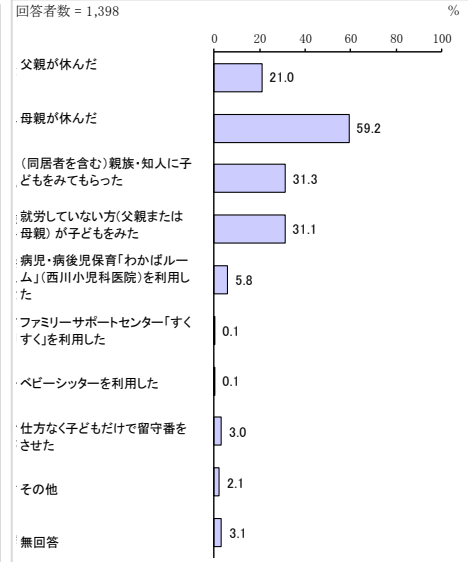
「母親が休んだ」の割合が 73.1%と最も高く、次いで、「父親が休んだ」の割合が 38.1%、「親族・知人にみてもらった」が 27.7%となっています。

前回調査よりも「父親が休んだ」の割合が高くなっています。

【今回調査】就学前児童保護者



【平成 30 年度調査】就学前児童保護者

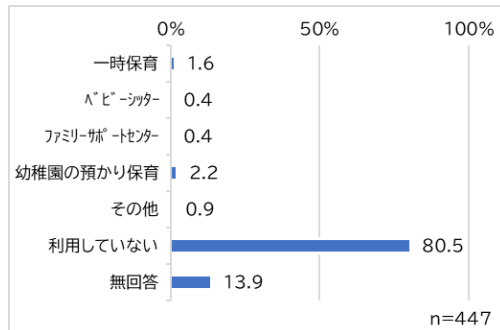


(6) 一時預かり等の利用状況について

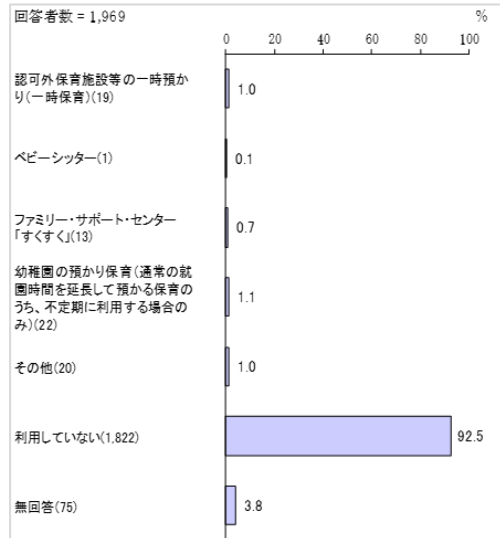
① 不定期の一時預かり等の利用状況

「利用していない」の割合が 80.5%と最も高くなっています。

【今回調査】就学前児童保護者



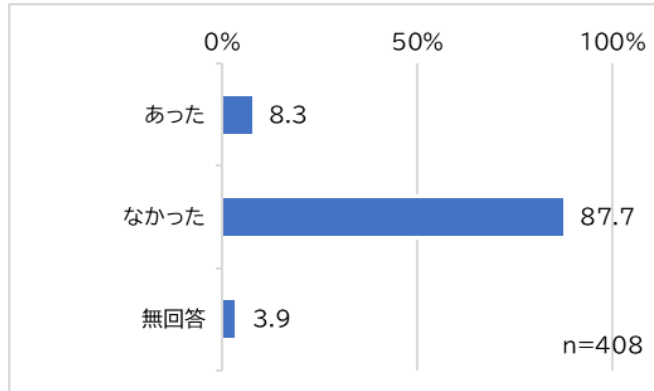
【平成 30 年度調査】



②宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

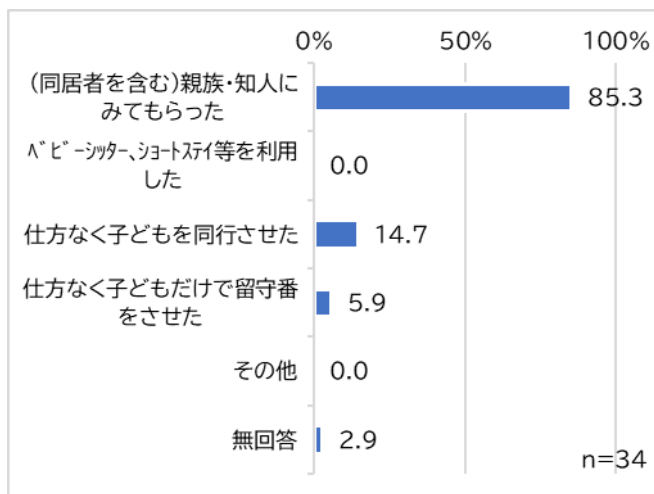
「あった」と回答した人の割合は 8.3%、「なかった」と回答した人の割合は 87.7% となっています。

【今回調査】小学生児童保護者



宿泊を伴う一時預かりがあった際の対応方法として、「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」が 85.3%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」が 14.7% となっています。

【今回調査】小学生児童保護者

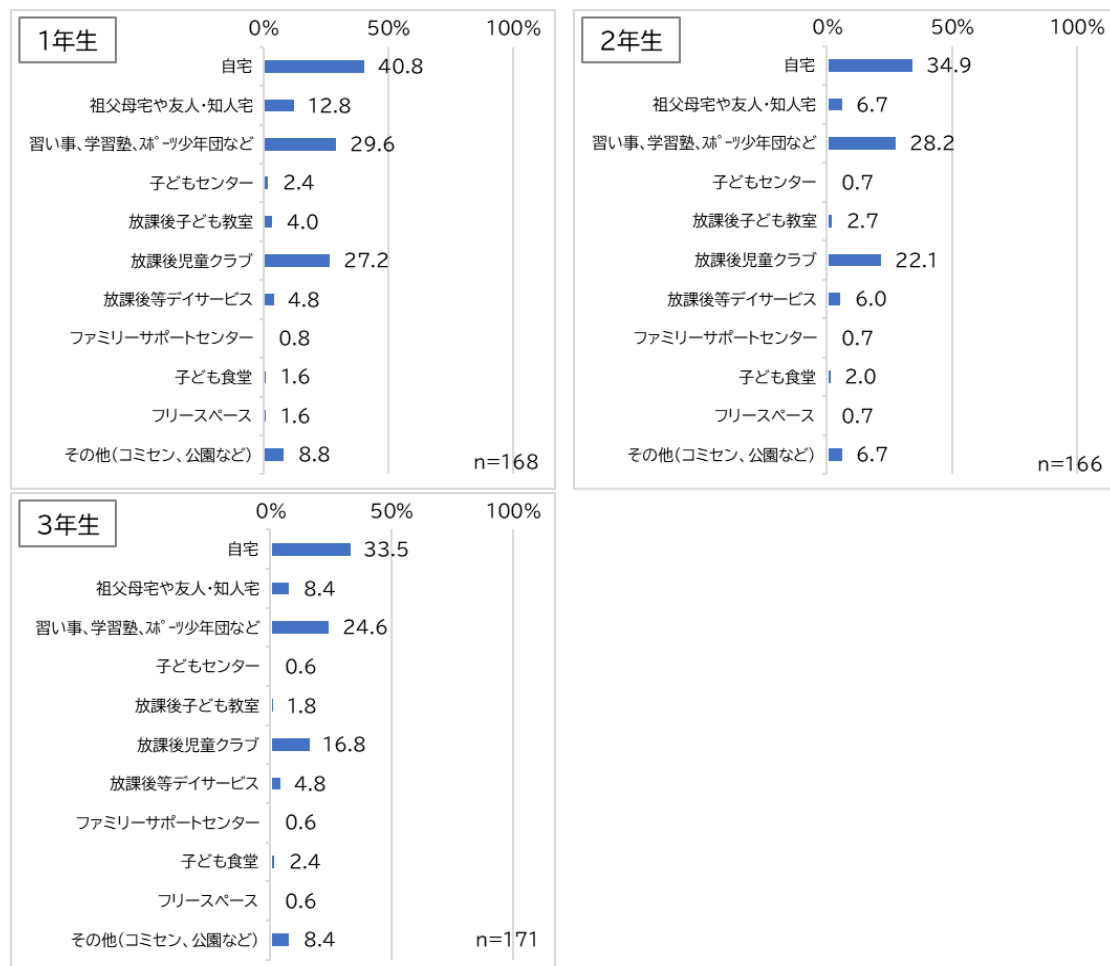


（７）小学校就学後の過ごさせ方について

① 小学生保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

すべての学年で、「自宅」の割合が最も多く、次いで「習い事、学習塾、スポーツ少年団など」となっています。

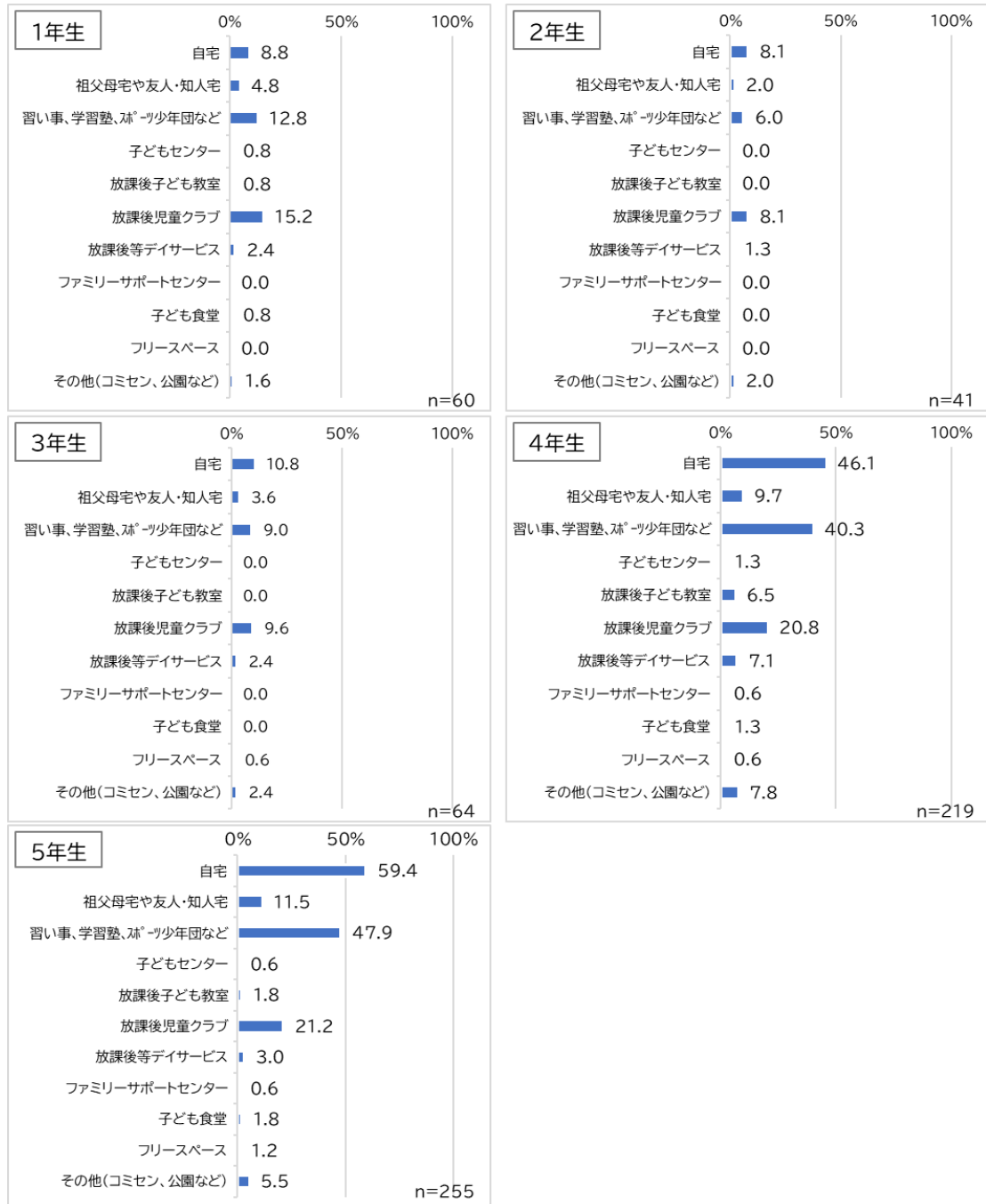
【今回調査】小学生保護者



② 小学生保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

小学4年生、小学5年生では「自宅」及び「習い事、学習塾、スポーツ少年団など」の割合が高くなっています。

【今回調査】小学生保護者



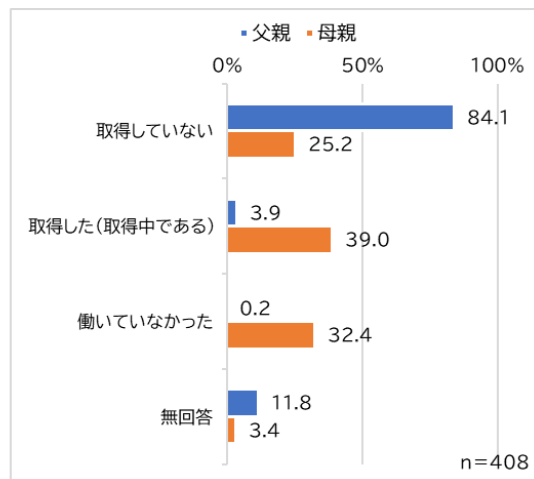
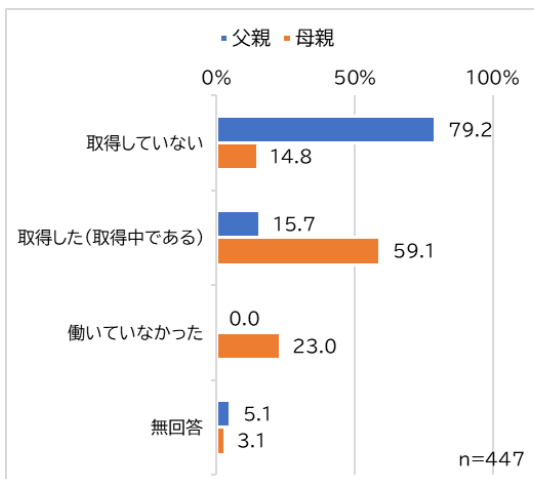
（８）育児休業制度の利用状況について

① 保護者の育児休業の取得状況

就学前児童保護者では、「取得した（取得中である）」と答えた人の割合が父親、母親ともに前回の調査よりも高くなっています。

【今回調査】就学前児童保護者

【今回調査】小学生児童保護者

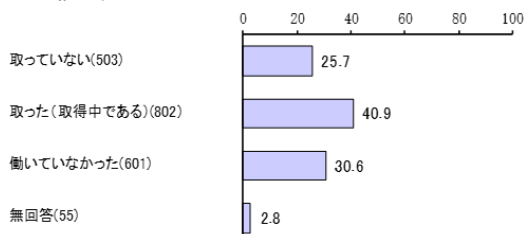


【平成 30 年度調査】就学前児童保護者

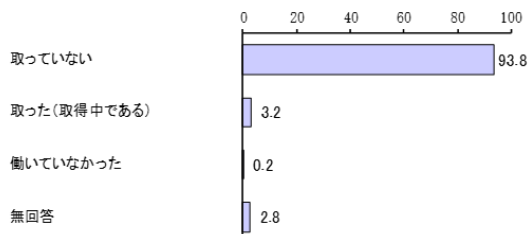
(母親)

(父親)

回答者数 = 1,961



回答者数 = 1,899

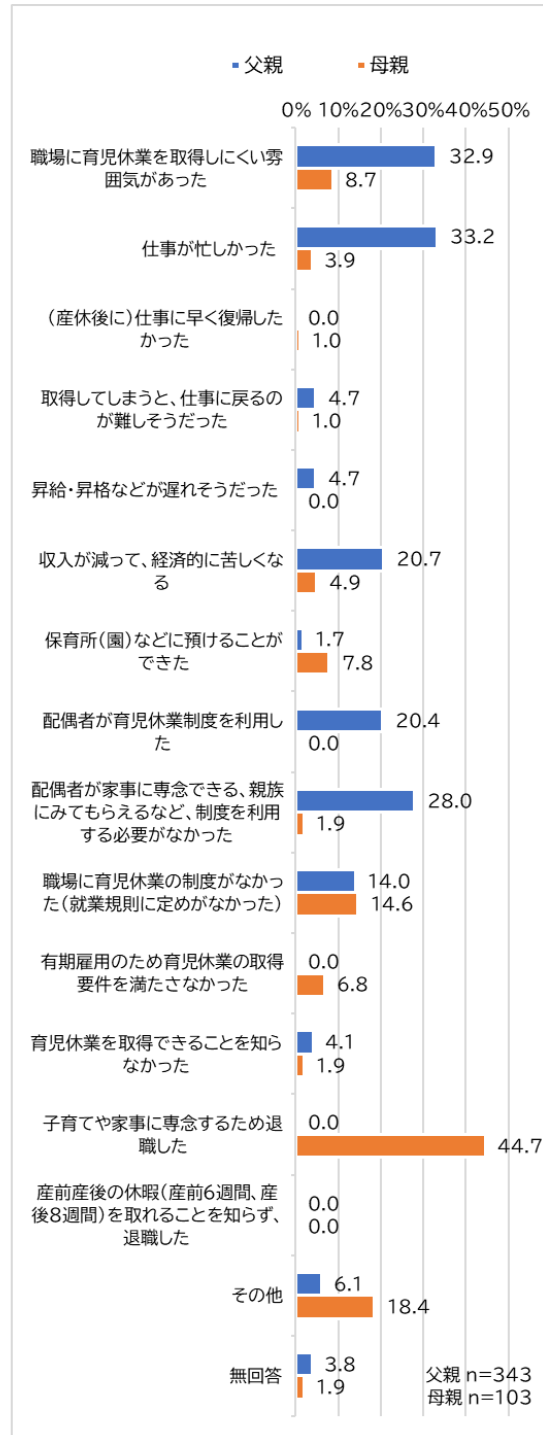
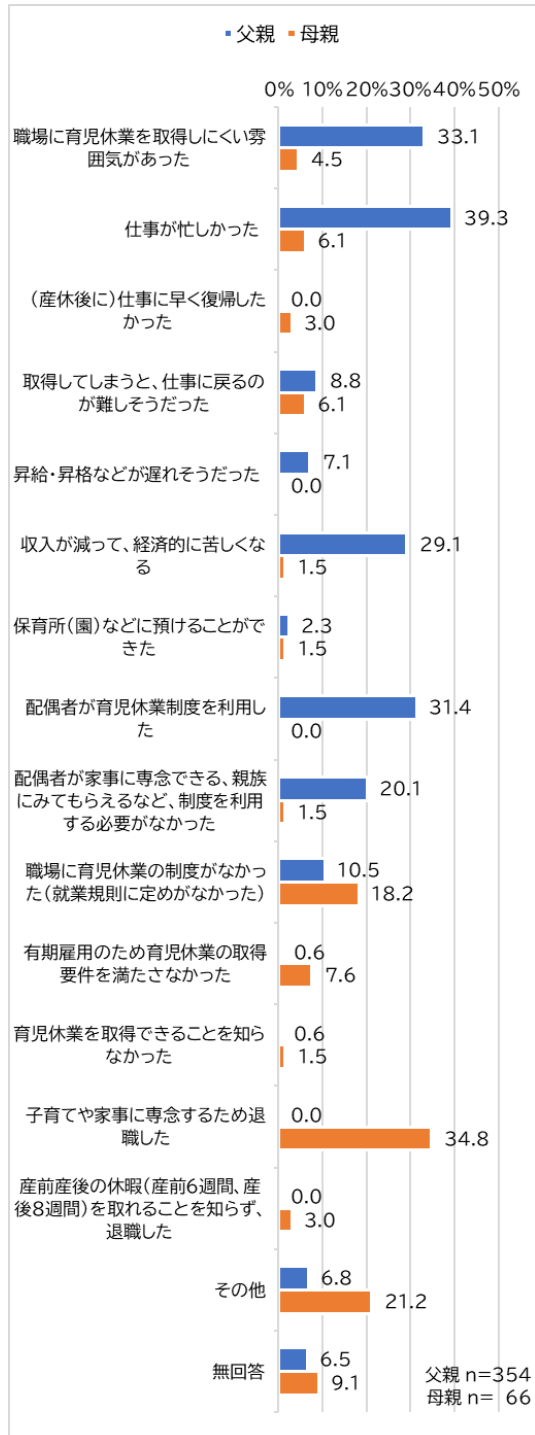


② 保護者の育児休業を取得していない理由

父親は「仕事が忙しかった」と回答した人の割合が最も高く、母親は「子育てや家事に専念するために退職した」と回答した人が最も多くみられました。

【今回調査】就学前児童保護者

【今回調査】小学生児童保護者



（９）子育て全般について

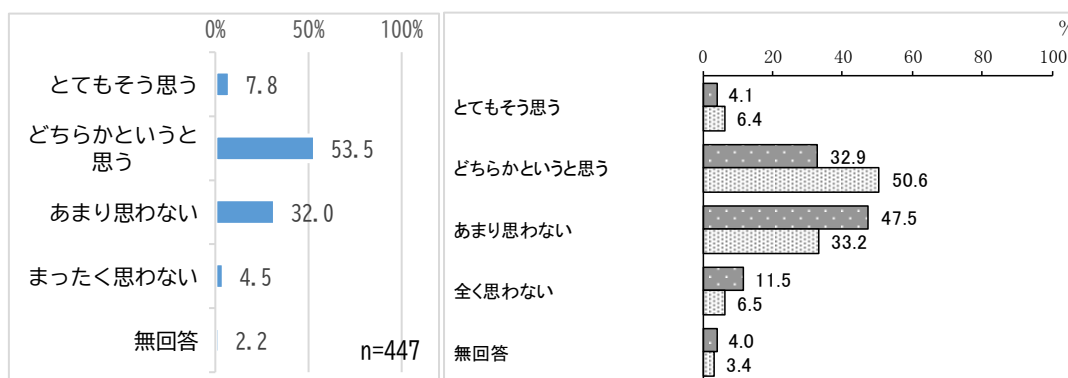
① 就学前児童保護における近江八幡市が子育てしやすい環境であるかどうかの意識

「どちらかというと思う」の割合が 53.5%と最も高く、次いで「あまり思わない」が 32.0%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「どちらかというと思う」の割合が増加しています。

【今回調査】就学前児童保護者

【平成 30 年度調査】就学前児童保護者（上段）

【平成 25 年度調査】就学前児童保護者（下段）



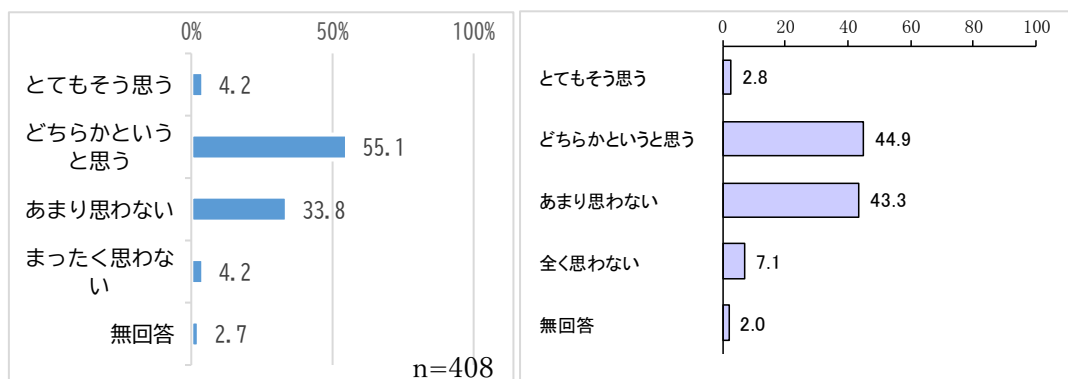
② 小学生児童保護における近江八幡市が子育てしやすい環境であるかどうかの意識

「とてもそう思う (4.2%)」「どちらかというと思う (55.1%)」と合わせると、59.3%の人が、子育てしやすいと感じています。

平成 30 年度調査の 47.7%（「とてもそう思う (2.8%)」「どちらかというと思う (44.9%)」）と比較して、子育てしやすい環境であると考える人が増加しています。

【今回調査】小学生児童保護者

【平成 30 年度調査】小学生児童保護者

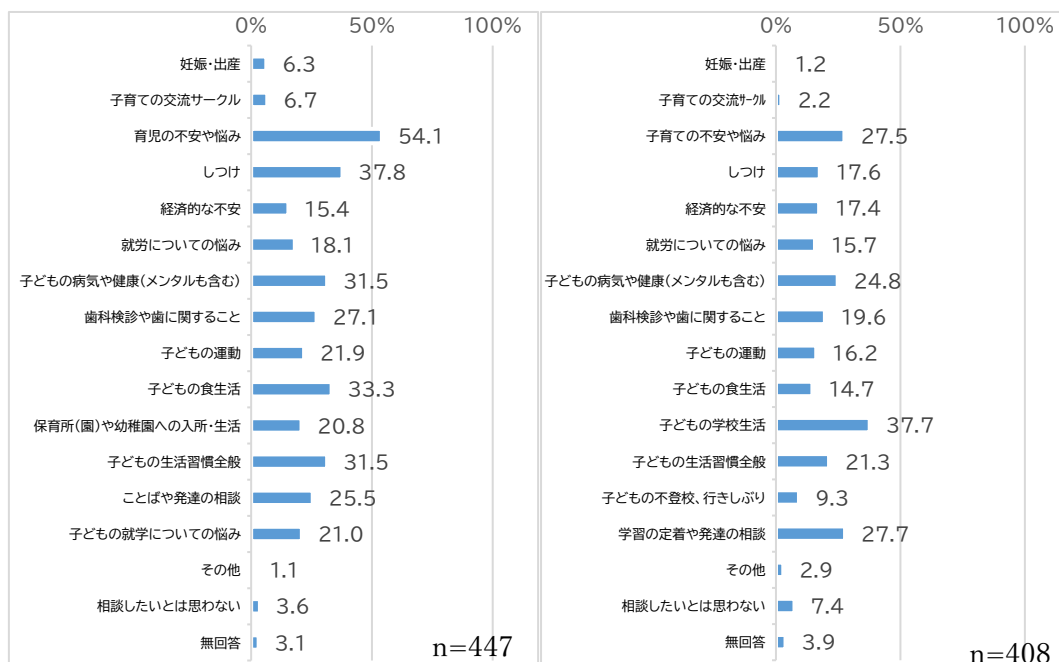


(10) 子育ての悩みについての相談内容について

就学前児童保護者は、「育児の不安や悩み」がもっとも多く、次いで「しつけ」、「子どもの食生活」となりました。小学生児童保護者では、「子どもの学校生活」が最も多く、次いで、「学習の定着や発達の相談」となりました。

【今回調査】就学前児童保護者

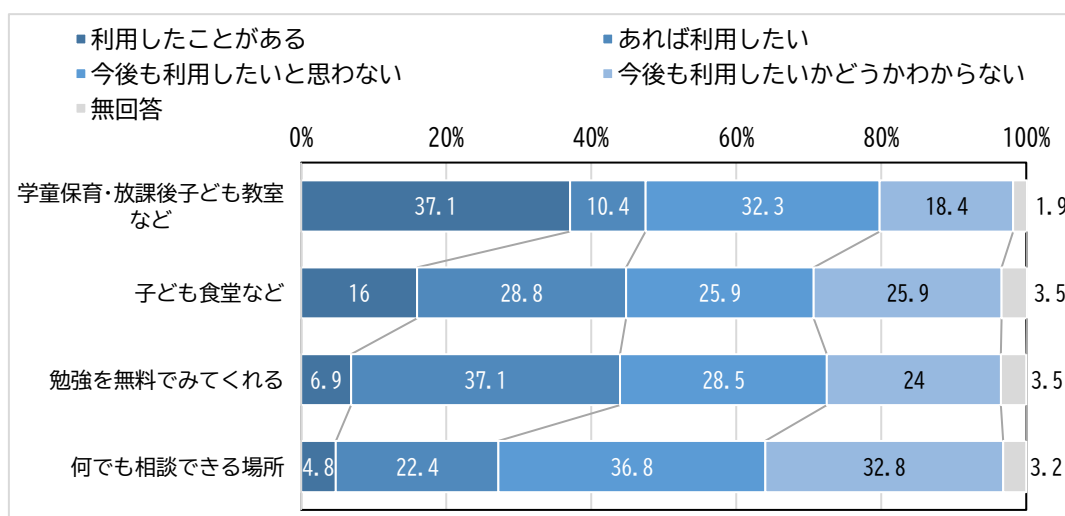
【今回調査】小学生児童保護者



(11) 放課後子ども教室、こども食堂等の利用状況及び希望

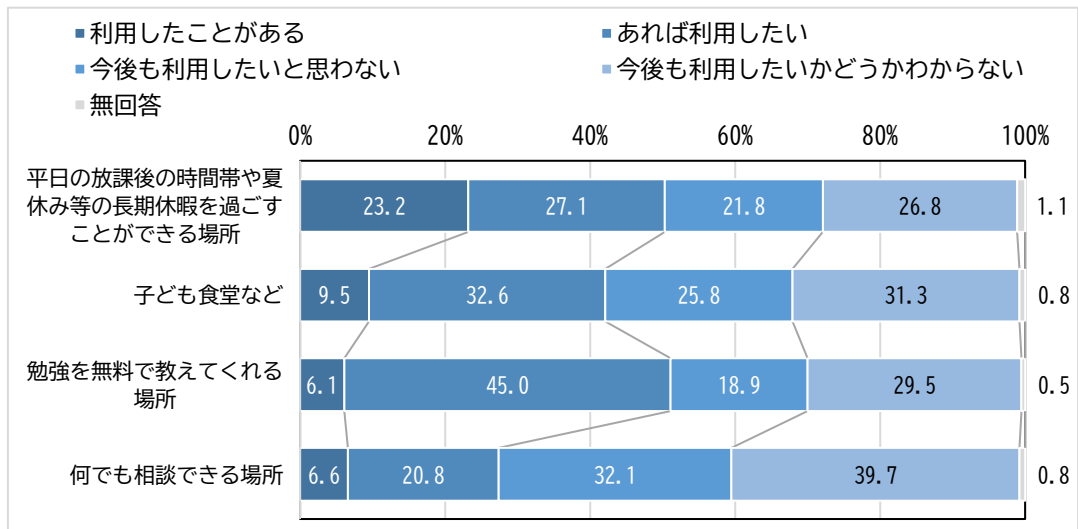
小学5年生では、「利用したことがある」場所について、「学童保育・放課後子ども教室など」の割合が最も多くなっています。「あれば利用したい場所」については、小学5年生、中学2年生ともに「勉強を無料でみてくれる」場所の割合が高くなっています。

【今回調査】小学5年生



1

【今回調査】中学2年生



2

3

4

(12) 家族のお世話をしているかについて

5

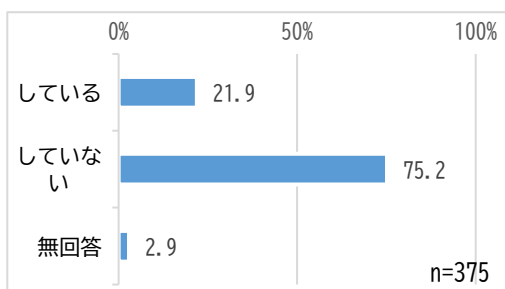
(お世話: 本来本人がするとされている家事や家族の世話)

6

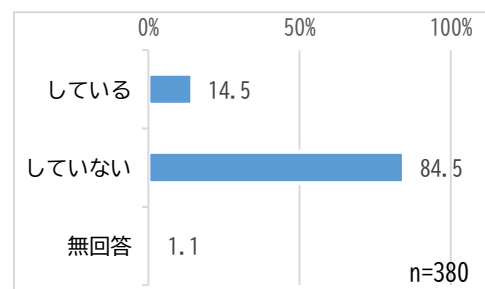
小学5年生では、21.9%、中学2年生では 14.5%が家族のお世話をしていると回答しました。

7

【今回調査】小学5年生



【今回調査】中学2年生



8

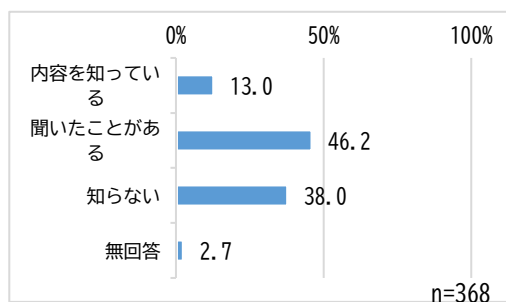
9

(13) 子どもの権利について

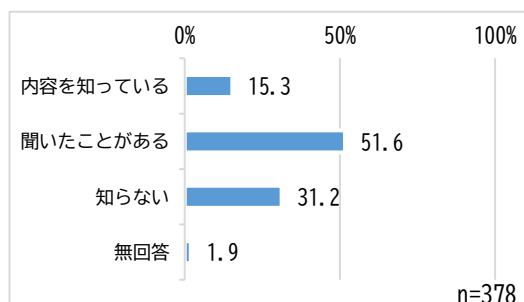
①「子どもの権利条約」について知っているか

小学3年生、小学5年生ともに「聞いたことがある」の割合が最も多くなっています。前回調査と比べて「内容を知っている」「聞いたことがある」の割合は高くなっています。

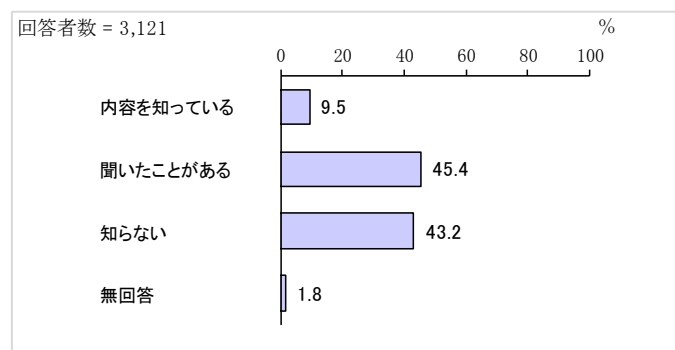
【今回調査】小学3年生児童保護者



【今回調査】小学5年生児童保護者



【平成30年度調査】小学生児童保護者



3 これまでの主な取組の進捗状況

「第二期子ども・子育て支援事業計画」について、基本目標ごとに重点取組の実施状況及び現状と課題を整理しました。

第二期計画において進捗管理を行っていた重点取組（40 事業）について、令和5年度までの達成度をA（達成）B（未達成）C（未実施）で評価しています。

（1）基本目標1：結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目ない、包括的な支援体制の構築

利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業の実施により、相談体制の充実を図りました。

平成27年4月に設置した「子育て世代包括支援センター」は、令和6年4月より「こども家庭センター」に改め、母子保健と児童福祉の連携を進めています。

保育所・認定こども園における柔軟な受け入れにより、不足が生じている2号認定及び3号認定の可能な限りの受け入れに努めましたが、共働き等による保育ニーズの高まりなどを踏まえ、保育士等の確保に向けた取組を進め、引き続き待機児童の解消に努めます。

放課後児童クラブについては、利用ニーズが急激に高まる中、施設整備等により受け皿を確保しました。今後も利用率の増加が見込まれることから、引き続き受け入れ体制の充実を図ります。

○重点取組・事業の実施状況

基本施策	達成度（令和5年度）		
	A（達成）	B（未達成）	C（未実施）
（1）相談支援、情報提供の充実	2		
（2）地域における子育て支援の充実	1	1	
（3）保育等の受け入れ体制の充実	1	2	
（4）子どもの健全育成	3		
合計（%）	7（70.0%）	3（30.0%）	0

（2）基本目標2：親と子の心と体の健康づくり

産前産後サポート事業及び産後ケア事業の実施により、妊娠期からこどもを持つ親に対して支援を実施し、育児不安の早期発見や育児負担の軽減に努めました。

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等において、食育を推進し、こどもや家庭に対し食事と健康に関する知識や食習慣についての啓発を行いました。

小学校、中学校現場においては、性に関する正しい知識の普及のため、全小中学校で性に関する授業を実施しました。

○重点取組・事業の実施状況

基本施策	達成度（令和5年度）		
	A（達成）	B（未達成）	C（未実施）
（１）妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実		1	
（２）食育の推進	2	2	
（３）思春期保健対策の充実	1		
（４）医療の充実及び医療と保健の連携	1		
合計（％）	4（57.1％）	3（42.9％）	0

（３）基本目標３：子どもが健やかに成長するための教育・保育環境の整備

幼稚園教諭、保育士等の研修体制を整備し、効果的な研修システムを構築することにより、保育士等の人材育成を図りました。

図書館見学や職場体験を通して、読書への興味及び学ぶ意欲の向上を目指し、図書館教育の充実を図りました。

不登校やいじめ問題に関する相談を受け付け、学校や専門機関と連携を取りながら支援を行いました。年々複雑化かつ深刻化する相談内容に対応するため関係機関と連携しながら、個々の状況に応じた伴走型支援を行う必要があります。

ネット犯罪の予防対策及びスマートフォン等の適切な利用について、全小中学校において研修会を実施しました。今後も継続して、研修等を通して啓発を行っていきます。

○重点取組・事業の実施状況

基本施策	達成度（令和5年度）		
	A（達成）	B（未達成）	C（未実施）
（１）次代の親の育成	1		
（２）子どもの力を伸ばす教育・保育環境の充実	4	1	1
（３）健やかな心身の育成	1		
（４）家庭や地域の教育力の向上	1		
（５）子どもを取り巻く有害環境対策の推進	1		
合計（％）	8（80.0％）	1（10.0％）	1（10.0％）

（４）基本目標４：子どもを安全に、安心して育てられるまちづくり

こども・子育て家庭を含めた市民が利用できる公園の整備を進め、令和３年には健康ふれあい公園をグランドオープンしました。

関係機関との合同点検の実施により、通学路の危険箇所の把握を行い、通学路の安全対策を実施しました。

小学生・中学生に加え令和５年からは高校生世帯に対し、医療費（保健診療分）の助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図りました。

○重点取組・事業の実施状況

基本施策	達成度（令和5年度）		
	A（達成）	B（未達成）	C（未実施）
（１）良好な居住環境の確保	1		
（２）安全・安心な環境の整備	2		
（３）経済的負担の軽減	1		
合計（％）	4（100％）	0	0

（５）基本目標５：仕事と生活の調和の支援

家庭と仕事の両立に向けて、関係団体と連携を行い、市内事業所に対する啓発活動を行いました。また、啓発冊子「育パパ手帳」の発行により、男性の育児参加の促進を図りました。

○重点取組・事業の実施状況

基本施策	達成度（令和5年度）		
	A（達成）	B（未達成）	C（未実施）
（１）家庭と仕事の両立支援	1	1	
合計（％）	1（50.0％）	1（50.0％）	0

（６）基本目標６：きめ細やかな関わりを必要とする子ども・家庭への支援

近江八幡市要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携・協働しながら、虐待の未然防止及び早期発見に努めました。また、虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を行うため、ケース会議等を実施し、情報の共有及び対応策の検討を行いました。

養育支援訪問事業の実施を通して、子育てに不安を抱える家庭に対して相談支援や、訪問支援を行い、育児負担の軽減を図りました。

母子及び父子家庭に対し、必要な情報の提供や相談指導を行いました。個々のニーズに応じて自立に向けたサポートを行うとともに、相談支援体制の充実を図りました。

○重点取組・事業の実施状況

基本施策	達成度（令和5年度）		
	A（達成）	B（未達成）	C（未実施）
（１）児童虐待防止対策の充実	1	3	
（２）ひとり親家庭の自立支援の推進	1		
（３）障がい児施策の充実	3	2	
（４）外国人住民への子育て支援の充実		1	
（５）子どもの貧困対策の推進		1	
合計（％）	5（41.7％）	7（58.3％）	0

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第三期となる本計画は、これまでの第一期・第二期計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、社会や地域の変化に対応するものとします。また、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）や持続可能な開発目標（SDGs）の理念を尊重し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、だれひとり取り残さないまちをめざします。

これらを踏まえ、本計画の基本理念については、第二期計画の「子どもは地域の宝、みんなで見守り育てよう！」の基本理念を継承しつつ、新たに加わる「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の要素を盛り込みます。

加えて、こどもの権利を大切にし、これからの近江八幡を支えるこどもたちの成長を地域で支え、性別・国籍・障がいの有無等に関わらず、すべてのこどもが自分らしく成長できるまちをめざします。

基本理念

**こどもは地域の宝であり社会の一員、
すべてのこどもが自分らしく健やかに成長できるまちをつくろう！**

2 計画推進にあたっての視点

第二期計画における「大切にすべき視点」「めざすまちの姿」を継承し、本計画では、次の視点により計画を推進し、基本理念の実現を図ります。

（１）こどもの声を活かし未来を創る

多様性を尊重し、すべてのこどもが大切にされ、自ら考え成長できる環境づくりをめざします。こどもの年齢や発達に応じた支援やすべての子育て家庭を対象にした支援の充実を図ります。また、こどもが社会の一員として意見を表明し、行動する力を育むとともに、その声を地域がしっかりと受け止められる仕組みを整えます。

（２）子育てを地域ぐるみで支え合う

親が自己肯定感を持ち、親と子が共に成長しつつ安心して、ゆとりを持って子育てができる地域をめざします。こどもの健やかな育ちを中心に据え、保護者どうしや地域住民、こどもに関わる様々な団体、行政機関等のそれぞれが一層の連携を深め、支え合いによる子育ての負担軽減や支援の充実を図ります。

3 基本目標

(1) 基本目標1：こどもを安心して産み育てられる環境をつくる

ライフスタイルの変化や、子育てを取り巻く環境の変化から、出産や育児に関する不安感や負担感が増加しており、こどもが産まれる前から子育て期までの切れ目ない継続的な支援が必要とされています。

本市において、こどもを安心して産み、育てることが出来るよう相談体制の充実を図るとともに、妊産婦及び乳幼児に対する保健対策・医療体制の充実を図ります。

子育て世帯の経済的な負担感が増加していることから、経済的支援の充実に努めます。

(2) 基本目標2：すべてのこどもが自分らしく健やかに成長できる教育・保育環境をつくる

こどもたちが社会の一員として、成長をしていくためには、すべてのこどもが自分らしく健やかに成長できるよう、教育・保育環境の整備が必要です。幼稚園、保育所、認定こども園等における就学前教育・保育の質の向上を図るとともに、小学校教育との円滑な連携及び接続の強化に努めます。

共働き世帯の増加に伴い保育ニーズが高まっていることから、受け入れ体制の充実を図ります。

(3) 基本目標3：地域社会全体で子育てを支え、安心して子育てができるまちをつくる

共働き世帯の増加や地域とのつながりが希薄化していることから、地域社会全体で子育て世帯を支える環境及び意識づくりを行います。また、こどもの居場所づくりを推進するとともに、こどもが安全に楽しく過ごすことができる環境の整備を行います。天候や気候に関わらず、遊ぶことができる公園や遊戯施設の充実を図ります。

すべての家庭が仕事と子育ての両立ができるよう、市民や市内の事業者への啓発や男性の子育て参加の啓発を行います。

(4) 基本目標4：きめ細やかな関わりを必要とするこども・家庭を支援する

障がいのあるこどもや外国にルーツのあるこども、不登校や引きこもりの状況にあるこども等すべてのこどもが自分らしく過ごすことができるよう、関係機関等が連携を図りながら、継続的な支援を行います。

ひとり親家庭に対し、生活の安定と自立を支援するため、必要な情報提供や相談支援を行うとともに、経済的支援の充実を図ります。

(5) 基本目標5：こどもを貧困や児童虐待から守る

児童虐待やこどもの貧困など、家庭やこどもの育ちをめぐる環境が大きく変化しており、不安感や孤立感を解消することが必要です。

こどもを児童虐待から守るため、未然防止の啓発や早期発見に努めます。また、こどもの貧困対策として、経済的支援や学習支援等の支援の充実を図ります。

4 施策の体系

【基本理念】

こどもは地域の宝であり社会の一員、
すべてのこどもが自分らしく健やかに成長できるまちをつくらう！

【基本目標】

1
こどもを安心して産み育てら
れる環境をつくる

【施策】

- (1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の提供
- (2) 相談体制・情報提供の充実
- (3) 妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実
- (4) 医療の充実及び医療と保健の連携
- (5) プレコンセプションケアの充実
- (6) 経済的負担の軽減

2
すべてのこどもが自分らしく
健やかに成長できる教育・保
育環境をつくる

- (1) 保育所等の受け入れ体制の充実
- (2) 次代の親の育成
- (3) こどもの力を伸ばす教育・保育環境の充実
- (4) 健やかな心身の育成
- (5) 家庭や地域の教育力の向上
- (6) こどもを取り巻く有害環境対策の推進
- (7) 食育の推進
- (8) 多様な保育ニーズへの対応

3
地域社会全体で子育てを支
え、安心して子育てができる
まちをつくる

- (1) 地域における子育て支援の充実
- (2) こどもの健全育成
- (3) 良好な居住環境の確保
- (4) 安全・安心な環境の整備
- (5) 家庭と仕事の両立支援
- (6) こどもの居場所づくり

4
きめ細やかな関わりを必要と
するこども・家庭を支援する

- (1) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (2) 障がい児支援の充実
- (3) 発達障がいのあるこどもへの支援の充実
- (4) 外国にルーツをもつこども等への子育て支援の充実
- (5) 不登校・ひきこもりへの支援

5
こどもを貧困や児童虐待から
守る

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) こどもの貧困対策の推進
- (3) ヤングケアラー支援

第4章 施策の展開

1 こどもを安心して産み育てられる環境をつくる

現状と課題

- ・核家族化や地域との繋がり希薄化が進んでおり、孤立感や不安感を持つ妊産婦や子育て家庭が、安心してこどもを産み育てられる支援体制が必要とされています。
- ・すべての子育て家庭が、円滑に情報を得ることができ、必要な制度や施設を利用することができるような相談支援及び情報提供の充実が必要です。
- ・妊娠期・出産期から子育て期を通して、母子の心身の健康を確保し、切れ目ない保健対策の充実が必要です。
- ・将来の妊娠・出産に備えた健康管理ができるよう、若い世代の男女に向け妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を行うプレコンセプションケアが必要です。特に、思春期の保健対策は、心身共に変化が大きいことから、正しい知識の普及や相談支援が重要です。

(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の提供

○目標・方向性

- ・母子保健と児童福祉が連携をとりながら、様々な相談に迅速かつ適切に対応できる体制を作ります。
- ・妊産婦等が必要な情報にアクセスできるよう、円滑な情報提供、とりわけデジタル技術を活用した情報発信を行います。
- ・子育てに悩みや困難を抱える家庭に対し、家事・育児支援を行うことで、安定した育児が出来るよう支援を行います。
- ・育児用品等の提供により経済的負担の軽減を図るとともに、見守り訪問によるアウトリーチ型の相談支援を行います。

○主な事業・取組（★…法定事業）

① こども家庭センターの運営【こども家庭センター】

一体的な組織としての子育て家庭に対する相談支援を実施します。母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく対応します。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
合同ケース会議の開催回数	3回/年	12回/年

② 母子保健のデジタル化の推進【健康推進課】

母子アプリ等を活用した情報発信などデジタル技術を活用し、妊産婦等へ円滑な情報提供を行います。

指標	現状値（Ｒ５）	目標値（Ｒ１１）
妊娠期・子育て期における情報入手先（ＳＮＳと回答した割合）	健康はちまん 21 プランに基づき実施	

③ 子育て世帯訪問支援事業【こども家庭センター】★

子育て不安等養育上の課題を抱える家庭に対して、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

指標	現状値（Ｒ６）	目標値（Ｒ１１）
子育て世帯訪問支援事業利用家庭数	3 件	3 件

（２）相談支援・情報提供の充実

○目標・方向性

・妊産婦や子育て家庭が、それぞれの事情に応じた施設や制度を円滑に利用できるよう、相談支援、情報提供の充実を図ります。

○主な事業・取組（★…法定事業）

① 利用者支援事業（基本型）【こども家庭センター】★

子育て家庭が支援機関や関係機関を円滑に利用できるように、利用者支援員が身近な場所での相談や情報提供、助言等を行います。併せて、児童福祉法第 10 条の 3 第 1 項に基づく、地域子育て相談機関の機能を設置します。

指標	現状値（Ｒ６）	目標値（Ｒ１１）
設置箇所数	2 箇所	3 箇所

② 利用者支援事業（特定型）【こども家庭センター】★

保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように、利用者支援員が相談や情報提供、助言等を行います。

指標	現状値（Ｒ６）	目標値（Ｒ１１）
設置箇所数	0 箇所	1 箇所

③ 利用者支援事業（こども家庭センター型）【健康推進課】【こども家庭センター】★ 【母子保健機能】

妊産婦が必要なサービスを円滑に利用できるように助産師や保健師が相談に応じたり、情報提供を行います。

指標	現状値（Ｒ６）	目標値（Ｒ１１）
設置箇所数	1 箇所	1 箇所

【児童福祉機能】

すべてのこどもとその家族及び妊産婦が、必要なサービスを円滑に利用できるように、社会福祉士や保健師等が相談に応じたり、情報提供を行います。

指標	現状値（Ｒ６）	目標値（Ｒ１１）
設置箇所数	1 箇所	1 箇所

④ 妊婦等包括相談支援事業【健康推進課】★

妊産婦等が必要なサービスを円滑に利用できるように助産師や保健師が相談に応じたり、情報提供を行い、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
面談実施合計回数	1,398回	1,352回

（３）妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

○目標・方向性

・こどもと親の心身の健康は重要な課題であることから、心と身体の健康を実現できるサポートを行います。

・乳幼児の心身の発育の状況の確認及び適切な指導等により、乳幼児の健康の保持・増進を図ります。

・不妊治療における経済的負担の軽減を目的として、保険診療の特定不妊治療に併用した先進医療に対して費用助成をします。

・産後の母親の心身の不調や育児不安等に寄り添い、相談支援や継続した支援の充実を図ります。

・親子が孤立せず、安心して子育てが出来るよう保健師等が家庭を訪問し、相談支援や情報提供を行います。

○主な事業・取組（★…法定事業）

① 産前・産後サポート事業【健康推進課】

妊婦・出産・子育てに関する不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行います。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
助産師相談・地域助産所相談件数	健康はちまん21プランに基づき実施	

② 妊婦健康診査事業【健康推進課】★

妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦を対象とした健康診査費の一部を公費負担します。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
妊婦健康診査事業延べ受診件数	7,353人	7,192人

③ 乳児家庭全戸訪問事業【健康推進課】★

概ね生後4か月までの乳児をもつ家庭を対象に、子育てに関する情報提供、乳児・保護者の心身の状況や養育環境を把握し、養育についての相談・助言・その他の援助を行う事を目的に、保健師・助産師が家庭を訪問し必要な支援を行います。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
生後4か月までの乳児家庭への訪問指導件数	580件	567件

④ 養育支援訪問事業（専門的相談支援）【健康推進課】★

乳児全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が必要な家庭に対し、専門的な相談・指導・助言・その他必要な支援を継続的に実施します。

指標	現状値（Ｒ５）	目標値（Ｒ１１）
産後うつ病のスクリーニングの点数が高い産婦の訪問件数	１３件	１５件

⑤産後ケア事業【健康推進課】★

産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

指標	現状値（Ｒ５）	目標値（Ｒ１１）
利用者数	１５８人	２０２人

（４）医療の充実及び医療と保健の連携

○目標・方向性

- ・安心して妊娠・出産期を過ごすことが出来るよう、医療と保健の連携を行いながら、母子保健サービスの充実を図ります。
- ・出生数は減少傾向にありますが、分娩可能な産婦人科や小児科の維持をしていくとともに、より安全で安心な出産の環境づくり及びこどもに対する医療提供の充実に努めます。

○主な事業・取組

① 医療と保健の連携【健康推進課】

医療機関と保健機関が連携して、ハイリスク妊産婦・新生児とその家庭に対し、適切な母子保健サービスを提供します。また、周産期に関する会議を通して、医療機関と情報や課題を共有し、医療と保健の連携を図ります。

指標	現状値（Ｒ５）	目標値（Ｒ１１）
周産期保健医療体制検討会議（健康推進課主催）開催回数	健康はちまん 21 プランに基づき実施	

（５）プレコンセプションケアの充実

○目標・方向性

- ・望まない妊娠を防ぎ、若い世代が将来の妊娠・出産等に備えた健康管理が出来るよう、思春期の保健対策として、正しい知識の普及を図ります。

○主な事業・取組

① 小・中学校や保護者に向けた正しい知識の普及・相談【学校教育課】

妊娠期前から、性に関すること、妊娠出産育児に関する正しい知識の普及を図ります。学校現場においては、個別指導の充実を図ります。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
保健・保健体育の授業での男女の性や妊娠出産の学習を全小・中学校で実施	100%	100%

（6）経済的負担の軽減

○目標・方向性

・子育て家庭の経済的負担感が増大している状況から、児童手当の支給や乳幼児子ども医療費助成の実施により、子育て家庭への経済的支援を行います。

・妊産婦に対する経済的支援を行うことで、妊娠期から出産後までの経済的負担の軽減を図ります。

・保育所等の保育料の減免措置や、放課後児童クラブにおける負担金の助成により、経済的負担の軽減を行います。

・保育所及び幼稚園等の副食費については、所得割額に応じて減免措置を行います。

・多子世帯の経済的負担軽減のため、学校給食費の多子世帯減免制度により経済的支援を行います。

○主な事業・取組（★…法定事業）

① 子ども医療費助成【保険年金課】

小学生、中学生、高校生世代のこどもの通院・入院医療費の負担（保険診療に限る）を助成します。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
こども医療費助成額（市負担分）	241,022,504 円	246,141,575 円

② 妊婦のための支援給付事業【健康推進課】 ★

妊娠期からの経済的支援を行うため、妊婦に対して支援給付を行います。

指標
健康はちまん 21 プランに基づき実施

2 すべてのこどもが自分らしく健やかに成長できる教育・保育環境をつくる

現状と課題

・乳幼児期は、こどもの健やかな成長のために重要な時期であり、その時期にふさわしい一人ひとりに応じた育ちの保障をしていくことが大切です。

・共働き世帯の増加に伴い、保育ニーズが高まっており、依然として待機児童が生じています。待機児童解消に向けた受け皿の確保が必要です。

・保育の人材確保が課題となっており、就学前教育・保育を担う人材の定着を図るためには、働きやすい職場環境を作ることが不可欠です。現場の事務負担の大きさが依然として課題となっていますが、ICTの活用により園運営にかかる業務効率化を図り、保育の質の向上や職員の働きやすさにつなげる必要があります。

(1) 保育所等の受け入れ体制の充実

○目標・方向性

・共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの高まりから、待機児童の解消に向けて、教育・保育環境の整備を行うとともに、人材確保に取り組みます。

○主な事業・取組(★…法定事業)

① 教育・保育提供体制の確保【幼児課】★

確保方策に基づき、市内全域に教育・保育環境の整備を行い、待機児童の解消に努めます。

指標	現状値(R6)	目標値(R11)
保育所等の受け入れ確保量	3,494人	3,679人

② 保育士等の確保【幼児課】

保育士を目指す学生や潜在保育士に向けた取組を積極的に行うとともに、保育士の働きやすい環境づくりを図り、保育士等の就職率や定着率の向上に努めます。

指標	現状値(R6)	目標値(R11)
保育人材確保に関するフェア等来場者の市内就職率	36.4%	43.5%

(2) 次代の親の育成

○目標・方向性

・子育てに対する理解を深め、子育てに対して希望を持つことが出来るよう次代の親やこれから子育てをする人たちに対して、学びの機会を提供します。

○主な事業・取組

① 家庭教育支援【生涯学習課】【幼児課】

子育てサロンや講座の開催により、保護者同士や家庭教育支援員との交流の機会を設け、家庭教育支援を行います。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
近江八幡市子育てサロンの開催数	3回	5回
保護者研修会の実施園数	17園	26園

（３）こどもの力を伸ばす教育・保育環境の充実

○目標・方向性

・就学前の乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるため、こどもの豊かな育ちと学びを保障できる質の高い教育・保育の確立を目指します。

・こどもの育ちと学びをつなぐため、幼稚園、保育園、こども園、小学校・中学校の連携及び接続の強化を図ります。

○主な事業・取組

① 職員の資質と専門性の向上【幼児課】【学校教育課】

教育・保育の推進に向けての研究・研修会の実施及び経験年数に応じた研修の場を設定し、人材育成を図ります。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
保育所、幼稚園、こども園教職員キャリアステージ研修会実施回数	各ステージ3回	各ステージ3～5回
小・中学校教職員キャリアステージ研修会実施回数	各ステージ2～6回	各ステージ2～6回

② 幼保小のなめらかな接続【幼児課】【学校教育課】

発達や学びの連続性と系統性を踏まえたカリキュラムの作成・実施を通して幼児教育の「学びの芽生え」と小学校教育の「学びの基礎」のなめらかな接続を図ります。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
各小学校区での幼保小接続にかかる協議会の実施回数	2回	3回

③ 読書・絵本環境の充実【幼児課】【学校教育課】

乳幼児から発達段階に応じた読書活動の充実を図るとともに、こどもが本と出会い、読書の楽しみを知る機会の提供や読書・絵本環境の整備を図ります。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
就学前施設での絵本読み聞かせ実施状況	1～2回/日	1～3回/日
学校図書館での一人当たりの年間貸出冊数	14.4冊	20冊

(4) 健やかな心身の育成

○目標・方向性

・「子どもの権利」の視点を大切に、一人ひとりが自分の良さや可能性を発揮しながらこれからの時代を生き抜く力を育むことができるよう、豊かな心と健やかな体の育成を目指します。

・こどものこころの問題等、学校現場における課題が複雑化かつ多様化していることから、相談体制の充実を図ります。

○主な事業・取組

① 教育相談事業【教育研究所】【学校教育課】

校園所への行きしぶり、不登校、いじめ、問題行動などに悩む子どもや保護者への相談、支援体制を充実します。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
諸課題調査において、不登校児童生徒のうち、学校内で養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家、または教育相談室、民間施設等いずれかの機関と相談している児童生徒の割合	小学校：51% 中学校：67%	小学校70% 中学校70%

(5) 家庭や地域の教育力の向上

○目標・方向性

・未来を担うこどもの育ちや学びを地域全体で支援するため、家庭、地域が果たす役割を見つめ直し、地域の人々との交流や地域との連携を深めながら、体験や学習をはじめとした活動の充実に努めます。

○主な事業・取組

① にこまるポケット【生涯学習課】

にこまるポケット（校園所で活用する講師リスト）に登録された地域人材の方々による学校教育への参画を通して、教育の充実を図ります。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
にこまるポケットの登録者数	24人	30人

② ふるさと教育・保育の推進【幼児課】

地域の自然、歴史、文化といった地域資源を活かし、地域の人々とのふれあいや交流を通して、地域とのつながりを大切にするとともに、ふるさとへの愛着や豊かな心を育みます。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
地域交流実施園数	18園	26園

(6) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

○目標・方向性

・有害情報との接触、メディア接触の低年齢化や長時間化等、こどもを取り巻く有害な環境からこどもを守るための取組を推進します。

○主な事業・取組

① 携帯電話・ネット防犯予防対策、スマホ、SNS等の適切な使用に関する学習【学校教育課】

情報モラルに関する学習やPTAや警察等関係機関との連携により、ICT機器やスマートフォン等の健全な取り扱いについて啓発を行います。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
情報モラルに関する学習やICT機器・スマホ・SNS等に関する研修会の実施校数（年1回以上）	全小中学校 （16校）	全小中学校 （16校）

② メディア問題に関する保護者向け啓発【幼児課】

就学前児童のスマートフォン等メディアに関する影響について、保護者向けに啓発を行います。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
保護者向け啓発活動の実施施設数（年1回以上）	全施設 （34施設）	全施設 （35施設）

(7) 食育の推進

○目標・方向性

・こども及び家庭の心身の健康、健全な食生活の実現のため、食育を通して健康づくりを支援します。

・市の特産品や市内産の野菜を使用し、昔から伝わる郷土料理を取り入れた給食を実施する等、学校給食を通して、地産地消の推進及び食に関する意識の啓発を図ります。

○主な事業・取組

① 正しい食習慣の啓発【幼児課】【学校教育課】【健康推進課】

こどもや子育て家庭に対し、食事と健康の関係、食事マナーについて啓発し「食を選ぶ力」「食べる力」の育成を図ります。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
幼・保・こども園における食育の総実施回数	116回/年	125回/年
小・中学校における食育推進教室の実施校数	15校	16校
食育の取組の実施数	近江八幡市食育推進計画に基づき実施	

（８）多様な保育ニーズの対応

○目標・方向性

・仕事と子育ての両立を支援するためのサービスを拡充するとともに、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施（令和８年度以降）により、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化します。

○主な事業・取組（★…法定事業）

① 一時預かり事業【幼児課】【こども家庭センター】★

通常の教育時間後や、長期休業期間中等に、希望する在園児を対象に保育を行います。また、就労や通院、育児リフレッシュなどで一時的に家庭での保育が困難な在宅の乳幼児を対象に保育を行います。

指標	現状値（Ｒ５）	目標値（Ｒ１１）
年間延べ利用人数（幼稚園での一時預かり事業）	８，３１１人	１６，６３８人
年間延べ利用人数（幼稚園以外での一時預かり事業）	１，０８７人	１，３１９人

② 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【幼児課】★

すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定期間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるようにします。

3 地域社会全体で子育てを支え、安心して子育てができるまちをつくる

現状と課題

・核家族化、地域や親同士の繋がりの希薄化、子育てと生活の両立の難しさ等から、各家庭が子育てに余裕がなく楽しむことができない状況もみられ、地域社会全体で子育て家庭を支援する必要があります。

・保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら不安や孤立感を抱えることのないよう、子育て家庭同士のつながりの場だけでなく、様々な立場の周囲の方に支えてもらえるような地域づくりが必要です。

・子育て家庭が仕事と家庭を両立し、子育てに余裕が持てるような環境づくりが必要です。

・共働き世帯や働き方の多様化に伴い、すべてのこどもたちにとって安心・安全な放課後の居場所の必要性が高まっています。必要な児童が利用できるよう受け皿の確保が求められています。

・すべてのこどもが家庭や学校以外でも自分らしく安心・安全に過ごすことが出来るようなこどもの居場所の提供が必要です。

・こどもが屋外や屋内で安全に過ごすことが出来るよう、公園や遊戯施設等の整備が求められています。

(1) 地域における子育て支援の充実

○目標・方向性

・保護者が孤立感や不安感を抱えることのないよう、地域社会全体で子育て家庭を支援する取組を行います。

・保護者同士のつながりや親とこどもの絆を育む場の提供を通して、子育ての悩みや不安の軽減に繋がるような支援を行います。

・子どもセンターにおいて、親育ちや子育てを応援する交流の場や、子育て教室の開催を通して、子育てをする親同士が情報交換や悩みや不安を相談できる場を提供します。

・市内で活動する子育てサークル・支援団体等の活動に対して、情報発信や施設利用等の支援を強化します。

○主な事業・取組（★…法定事業）

① 地域子育て支援拠点事業【こども家庭センター】★

子育ての不安感等を緩和するために、子育て親子が交流する場を提供し、子育ての相談、情報提供、助言等を行います。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
年間延べ利用人数	21,734人	20,500人

② 親子形成支援事業（親子の絆づくりプログラム（BP））【こども家庭センター】★

生後2か月から5か月の第1子を育てるお母さんと赤ちゃんを対象に、ロールプレ

イ等を通じて子育ての基礎知識を学び、保護者同士の交流を図りながら、親子の絆を育てていくプログラムを実施します。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
年間開催コース利用人数	5 7 6人	5 7 6人

③ ファミリー・サポート・センター事業【こども家庭センター】★

育児の援助を「行いたい人（提供会員）」と「受けたい人（依頼会員）」からなる相互援助活動を支援するために連絡・調整を行い、仕事と家庭の両立できる環境づくりを行います。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
年間延べ利用人数	6 7 2人	6 4 6人

（２）こどもの健全育成

○目標・方向性

- ・すべての就学児童が、安心して安全に過ごすことができる放課後の居場所を提供します。
- ・利用ニーズが高まっている放課後児童クラブの受け皿の確保に努めます。
- ・放課後児童クラブの職員を対象とした研修を実施することで、放課後児童クラブ職員の資質の向上に努めます。

○主な事業・取組（★…法定事業）

① 放課後子ども教室【生涯学習課】

「近江八幡市放課後子ども総合プラン」に基づき、利用可能な余裕教室やコミュニティセンター等を活用し、児童の学習・体験・交流の場を提供します。また、放課後児童クラブとの連携を進め、「校内交流型」または「連携型」の実施を図ります。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
放課後子ども教室実施校数	1 2校	1 2校

② 放課後児童健全育成事業【子育て政策課】 ★

確保方策に従い、放課後に児童が安心して生活ができる居場所を確保し、次代を担う児童の健全な育成を支援します。

指標	現状値（R 5）	目標値（R11）
放課後児童クラブ受け入れ確保量	1, 5 7 7人	1, 6 7 7人

（３）良好な居住環境の確保

○目標・方向性

- ・こどもたちの遊び場である公園等を安全で安心して快適に過ごすことが出来るように、維持管理等に努めます。
- ・こどもが楽しく安全に過ごすことが出来るよう、公園の整備等を行います。

○主な事業・取組

① 公園等の整備【都市計画課】

子育て家庭を含めた市民が利用できる公園等の環境整備を行います。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
老朽化した施設（遊具・トイレ）の改修	1箇所/年	1箇所/年

② 屋内の遊び場等の整備【福祉政策課】

子育て家庭が、天候や気候に関わらず屋内で活動ができる屋内遊戯施設等を整備します。

指標
屋内遊戯施設等の一体的整備を検討

（４）安心・安全な環境の整備

○目標・方向性

- ・子どもたちが安全に生活することが出来るよう、交通環境の整備や防犯対策の充実を図ります。
- ・通学路等の安全点検等を実施し、安心・安全な環境整備を行います。
- ・必要な情報について、迅速に情報発信を行います。

○主な事業・取組

① 歩道・通学路の安全対策【学校教育課、土木課】

毎年１回、関係機関と合同点検を実施し、小学校ごとに通学路の危険箇所について情報収集を行い、対策が必要となれば、区画線や防護柵設置によるハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など具体的な実施メニューを検討します。

指標	現状値（R 6）	目標値（R11）
通学路合同点検の実施回数	1回/年	1回/年

② 安心・安全情報発信事業【人権・市民生活課】

事件や不審者情報について、市の情報発信ツールを用いて必要な対象者へ迅速に情報発信を行います。

指標
より多くの対象者に情報発信ツールの登録をしてもらえよう周知を実施

（５）家庭と仕事の両立支援

○目標・方向性

- ・家庭と仕事を両立し、豊かな生活を送ることが出来るよう、企業に対する啓発や支援を通して、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進します。
- ・男性の育児参加を促し、夫婦が相互に協力しながら子育てが出来るような環境をつくるための啓発活動を推進します。

○主な事業・取組

① 事業所への啓発【商工振興課】

仕事と家庭の両立の実現のため、関係団体等と連携して、企業力強化の位置づけによる啓発を行い、働き方の見直しを行います。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関する事業所対象セミナーの受講者	17名	対現状値比 100%以上

② 男性の子育て参加への啓発【こども家庭センター】【健康推進課】

男性の育児参加を後押しするための啓発活動を行います。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
子育てガイドブック「ハチピースタイル」内に「育パパ手帳」を掲載	1回/年	1回/年
父親参加プログラムの開催	年1回以上	年1回以上
コペアクラス（妊娠期教室）参加者アンケート	健康はちまん21プランに基づき実施	

（6）こどもの居場所づくり

○目標・方向性

- ・こどもが自分らしく安心して、過ごせるための居場所を提供します。
- ・こども食堂等こどもにとって安心して過ごせる居場所が提供されるよう、活動団体等に対して支援を行います。

○主な事業・取組

① こども食堂事業【こども家庭センター】

食事が必要なこどもたちとつながることができる可能性が上がることや、両親共働き家庭の孤食が増える中で、豊かな時間の提供・地域の人々とのかかわりで支えあうコミュニティの充実を図るため、こども食堂実施団体への支援を行います。

指標	現状値（R6）	目標値（R11）
市内こども食堂実施団体数	17団体	20団体

② こども・若者の居場所づくりの検討【子育て政策課】

こども・若者とこども・若者に関わる大人やコミュニティをつなぐため、すべてのこども・若者を対象としたオープンな居場所づくりについて検討します。

指標
ニーズの把握、事業化の検討を行い、計画期間内（R11）の整備を図る

4 きめ細やかな関わりを必要とするこども・家庭を支援する

現状と課題

- ・学校や保育現場において、配慮が必要なこどもが増加しており、それぞれの保育現場においてきめ細やかな支援が必要とされています。
- ・学校に通いにくい児童や不登校の児童が増加しており、相談体制の構築が必要です。
- ・アンケート調査結果から、ひとり親家庭の貧困率が高い状況にあります。

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

○目標・方向性

- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国・県の制度に基づき、母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業等の実施により、就業に向けた支援を推進します。
- ・児童扶養手当や医療費助成の適切な支給により、ひとり親家庭の経済支援の充実に努めます。
- ・養育費に関する公正証書等作成促進補助金や養育費の保証促進補助金事業を通して、ひとり親家庭が養育費を確実に受け取れるよう支援することで、生活の安定を支援します。
- ・個々の家庭状況に応じた情報提供や相談体制の充実に努めます。
- ・ひとり親家庭の親及びこどもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職など正規雇用を中心とした就業に向けた支援を推進します。

○主な事業・取組

① 母子・父子自立支援体制の整備【こども家庭センター】

自立に必要な情報提供、相談指導、就労支援等総合的な支援を行います。個々の状況やニーズに応じて自立に向けたサポートを行い、相談支援の充実・強化を図ります。

指標
支援の必要な対象者に適切な相談等を継続して実施

(2) 障がい児支援の充実

○目標・方向性

- ・障がいのあるこどもが、地域の中で安心して暮らし、自分らしく成長することが出来るように家庭に応じた支援サービスの提供を行います。
- ・保護者相談会の実施や研修会の開催を通して、障がいのあるこどもを持つ家庭に寄り添い、家庭を含めたトータル支援の推進を行います。
- ・障害福祉サービスの利用について、関係機関へ情報提供を行い、対象者への適切な周知を行います。
- ・幼稚園・小学校・放課後児童クラブにおいて、医療的ケアの必要な児童の受け入れ体制の整備に努めます。

○主な事業・取組

① パARENTプログラム※、PARENT・MENTOR事業※【発達支援課】

障がい児を持つ親を支えながら、具体的な養育スキルを獲得できるように親としての学びを支援します。また、各種講座の開設・充実を推進します。

※PARENTプログラム…「行動で考える／行動で見る」ことに特化し、保護者の認知的な枠組の修正を目指した保護者が子育てを楽しめるための認知行動療法的なプログラム。

※PARENT・MENTOR…発達障がいのあるこどもの子育て経験があり、相談支援に関する研修を受けた保護者が、同じ立場の親として子育ての悩みに寄り添い共感しながら様々な情報の提供を行う『親による親のサポート』。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
障がい児の保護者、支援者対象研修参加率	対象者の50%以上	前年比100%以上

② こども期の生活支援の充実【障がい福祉課】

各種障がい児通所サービスの提供体制の確保や地域生活支援事業の充実及び支援の質の向上を図ります。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
障がい児福祉計画におけるサービスの必要見込量	近江八幡市障がい児福祉計画に基づき実施	

（3）発達障がいのあるこどもへの支援の充実

○目標・方向性

・発達障がいのあるこどもが、地域の中で安心して暮らし、自分らしく成長することが出来るよう支援サービスの充実を図ります。

・保育所・幼稚園等への支援員の訪問により、インクルーシブ環境における専門支援の提供を推進します。

・発達相談や巡回相談支援の充実により、早期発見及び早期支援に努めます。

・放課後児童クラブにおける巡回相談事業の実施により、発達に課題をもつこどもへの対応について専門相談員によるアドバイスを提供することで、支援の充実を図ります。

○主な事業・取組

① 児童発達支援事業の充実【発達支援課】

小集団療育が必要な未就学児と保護者に対し、親子の愛着形成や日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な支援を受けることができる体制づくりを推進します。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
児童発達支援を必要とする対象児の待機児童数	0人	0人

② 保育所等訪問支援事業の充実【発達支援課】

障がい児等が集団生活を営む保育所・幼稚園等に支援員が訪問し、対象児への専門的な訓練等と保育士等のスタッフへの支援指導等、支援を必要とする児童がインクルーシブ環境における専門支援を受けることができる体制づくりを推進します。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
保育所等訪問支援を必要とする対象児の待機児童数	0人	0人

③ 子ども発達支援事業（発達相談、巡回相談）の充実【発達支援課】

発達障がいのあるこどもを対象とした発達相談及び発達相談員（心理職）の園所への巡回を行う巡回相談事業を推進することで、発達障がいの早期発見、早期支援につなげます。

指標
障がいやその疑いがある児童及びその家族に対して、適切な相談支援等を実施

（４）外国にルーツをもつこども等への子育て支援の充実

○目標・方向性

- ・外国にルーツのあるこどもや家庭が地域の中で安心して暮らすことができるよう、適切な行政サービスの提供を行います。
- ・外国にルーツのあるこどもの学習支援や居場所の充実を図るため、活動団体等への支援を検討します。

○主な事業・取組

① 適切な行政情報の提供【まちづくり協働課】

外国にルーツのあるこどもや家庭が、円滑かつ適切行政サービスを受けることが出来るよう環境整備や施策の充実を図ります。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
市広報多言語版の作成 （英語・ポルトガル語等）	24回/年	24回/年

（５）不登校・ひきこもりへの支援

○目標・方向性

- ・不登校やひきこもりなど、学校等へ通うことが難しいこどもが増加している現状から、相談体制の充実を図ります。
- ・登校するものの教室に入りづらい児童が安心して過ごせる場所を提供し、寄り添い支援を行います。
- ・フリースクール等の民間施設へ補助を行うことで、安定かつ持続的な運営を支援します。

○主な事業・取組

① スペシャルサポートルーム（SSR）運営事業【学校教育課】

不登校及び登校するものの教室に入りづらい児童・生徒が心身の不安を軽減し、安心して過ごせる居場所（スペシャルサポートルーム）を設置し、専任の支援員（学習指導員）がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問教育相談員等とも連携しながらこどもに寄り添った支援を行います。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
諸課題調査において、不登校児童生徒のうち、専門家、教育相談室、養護教諭等のいずれかと相談している児童生徒の割合	小学校：51％ 中学校：67％	小学校：70％ 中学校：70％

② 不登校・引きこもりに関する相談支援事業【生涯学習課】

不登校やひきこもりに関する相談窓口を設置し、適切な助言等を行う。

指標
適切な相談を継続して実施

③ フリースクール利用児童生徒支援金【学校教育課】

不登校児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、不登校児童生徒の普通教育に相当する教育の機会の確保を行います。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
諸課題調査において、不登校児童生徒のうち、学校内で養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家、または教育相談室、民間施設等いずれかの機関と相談している児童生徒の割合	小学校：51％ 中学校：67％	小学校：70％ 中学校：70％

④ フリースクール等民間施設運営支援補助金【学校教育課】

不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール等民間施設の安定的かつ持続的な運営及び活動を支援し、児童生徒の学校復帰や社会的自立に資するため、新たに補助金制度を行います。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
諸課題調査において、不登校児童生徒のうち、学校内で養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家、または教育相談室、民間施設等いずれかの機関と相談している児童生徒の割合	小学校：51％ 中学校：67％	小学校：70％ 中学校：70％

5 こどもを貧困や児童虐待から守る

現状と課題

- ・児童虐待件数が年々増加しており、こどもの命を守るため、早期発見・早期対応が必要です。
- ・ヤングケアラーの状況にあるこども、貧困の状況にあるこどもがいる現状から、社会的に孤立しないための支援が必要です。

(1) 児童虐待防止対策の充実

○目標・方向性

- ・児童虐待件数が増加している現状から相談体制や虐待防止啓発の実施により、児童虐待の未然防止及び早期対応に努めます。
- ・地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修等を実施します。
- ・関係機関と連携をしながらケース検討会議等において情報共有及び対応策の検討を行うことにより、児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を行います。

○主な事業・取組(★…法定事業)

① 近江八幡市要保護児童対策地域協議会※【こども家庭センター】

児童虐待の未然防止、早期発見及び児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報の共有及び対応策等の検討を行います。また、児童虐待に関する啓発を行います。

※虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関(児童福祉法第25条2)

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
児童虐待防止月間における街頭啓発	1回/年	1回/年

② 子育て短期支援事業【こども家庭センター】★

保護者が、疾病・就労等、心身上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等、保護を適切に行うことが出来る施設において養育・保護を行います。

指標	現状値(R5)	目標値(R11)
実施箇所数	5箇所	6箇所

(2) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

○目標・方向性

- ・貧困の状況にあるこども等が、孤立せず、自立した生活を送ることができるよう学習支援や生活支援の充実を図ります。
- ・経済的に困っている保護者等に対して、経済的支援の充実を図ります。
- ・貧困の状況にある家庭が、安定した生活が送れるよう親の就労支援や自立支援の充実を図ります。

○主な事業・取組

① こどもの生活・学習支援事業【福祉政策課】【こども家庭センター】

生活困窮世帯、ひとり親家庭世帯等のこどもを対象に、生活習慣を身につけたり、他者との交流、相談できる機会となる居場所を提供し、生活支援及び学習支援を行います。

指標
上記の生活・学習支援の場の提供について検討し、計画期間内（R11）の整備を図る

② 児童・生徒就学援助費給付制度【学校教育課】

経済的に困っている保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を「就学援助費」として給付します。

指標
近江八幡市内の小中学校に在籍している児童・生徒の保護者に対して、就学援助についての案内文書を配布して制度を周知し、適切な支援を継続する

（３）ヤングケアラー支援

○目標・方向性

- ・ヤングケアラーの状態にあるこどもが、学習の機会や安定した生活が保障されるよう、支援の充実を図ります。
- ・関係部署や支援団体、地域と連携しながら家族の世話などにかかる負担を軽減又は解消するため、家庭に対する必要なアセスメントにより、世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

○主な事業・取組

①ヤングケアラーに関する啓発活動【こども家庭センター】

ヤングケアラーの理解促進のための研修会等を実施します。

指標	現状値（R5）	目標値（R11）
ヤングケアラーの市民啓発活動と窓口の周知	1回/年	1回/年

② ヤングケアラーに関する相談窓口の設置【こども家庭センター】

ヤングケアラーである当事者が、相談できるように相談窓口を設置し、適切な相談支援を実施します。

指標
適切な相談を継続して実施

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期

1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本方針において、教育・保育を提供するために、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を定めることとしています。

教育・保育の提供区域については、第二期計画を踏襲し、就学前児童数や施設立地のバランス等を考慮するとともに、居住する中学校区域の施設を利用している実態も踏まえ、全市で待機児童の解消に取り組むため「全市1区」と定めます。

また、地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質や実施状況を踏まえ、以下を各事業の提供区域としています。

※第3期より新たに追加された事業

事業名	提供区域
教育・保育事業	全市1区
地域子ども・子育て支援事業	
1. 利用者支援事業	全市1区
2. 延長保育事業	全市1区
3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市1区
4. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	全市1区
5. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区
6. 子育て短期支援事業	全市1区
7. 乳児家庭全戸訪問事業	全市1区
8. 養育支援訪問事業	全市1区
9. 子育て世帯訪問支援事業※	全市1区
10. 親子形成支援事業※	全市1区
11. 地域子育て支援拠点事業	中学校区
12. 一時預かり事業	全市1区
13. 病児保育事業	全市1区
14. ファミリー・サポート・センター事業	全市1区
15. 妊婦健康診査事業	全市1区
16. 産後ケア事業※	全市1区
17. 妊婦等包括相談支援事業※	全市1区

2 人口の見込み

計画期間（令和2年から令和11年）の人口の見込みについて、住民基本台帳の人口を基に、各年のコーホート変化率法を用いて0歳から19歳までの人口推計を算出しています。

（単位：人）

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	583	577	574	569	567
1歳	599	611	605	602	597
2歳	618	604	616	610	608
3歳	648	625	610	622	616
4歳	638	653	632	616	628
5歳	652	643	655	636	619
6歳	685	649	643	654	634
7歳	702	686	650	645	656
8歳	701	702	686	650	644
9歳	789	700	702	685	650
10歳	814	791	703	705	688
11歳	814	816	794	705	708
12歳	821	814	816	794	704
13歳	802	824	818	819	796
14歳	813	800	823	817	818
15歳	798	815	803	825	820
16歳	856	804	821	809	831
17歳	829	859	806	823	811
18歳	797	808	837	785	803
19歳	778	808	819	848	795

3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本市では、各認定区分に応じた量の見込み及び確保方策を以下の通り決めました。

1号及び2号認定については、「量の見込み」について対応可能なことから、既存施設での対応にて確保に努めます。

3号認定については、令和7年度に1施設が保育園から認定こども園へ移行、1施設が認定こども園の施設整備（北里小学校区）により定員増を図り、定員確保に努めます。

○令和7年度

（単位：人）

	令和7年度				
	1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳
児童数（推計）	1,938		583	599	618
量の見込み（A）	744	1,194	95	349	407
確保方策（B）	1,400	1,262	182	720	
過不足（C）＝（B）－（A）	656	68	87	▲36	

○令和8年度

（単位：人）

	令和8年度				
	1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳
児童数（推計）	1,921		577	611	604
量の見込み（A）	738	1,183	94	356	398
確保方策（B）	1,401	1,273	185	746	
過不足（C）＝（B）－（A）	663	90	91	▲8	

○令和9年度

（単位：人）

	令和9年度				
	1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳
児童数（推計）	1,897		574	605	616
量の見込み（A）	729	1,168	94	353	406
確保方策（B）	1,405	1,290	185	759	
過不足（C）＝（B）－（A）	676	122	91	0	

○令和 10 年度

(単位：人)

	令和 10 年度				
	1 号認定	2 号認定	3 号認定		
			0 歳	1 歳	2 歳
児童数（推計）	1,874		569	602	610
量の見込み（A）	720	1,154	93	351	402
確保方策（B）	1,413	1,300	185	759	
過不足（C）＝（B）－（A）	693	146	92	6	

○令和 11 年度

(単位：人)

	令和 11 年度				
	1 号認定	2 号認定	3 号認定		
			0 歳	1 歳	2 歳
児童数（推計）	1,863		567	597	608
量の見込み（A）	716	1,147	92	348	400
確保方策（B）	1,415	1,312	189	764	
過不足（C）＝（B）－（A）	699	165	97	16	

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

(単位：箇所数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	6	6
基本型	2	2	2	3	3
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型					
母子保健機能	1	1	1	1	1
児童福祉機能	1	1	1	1	1
確保方策	5	5	5	6	6
基本型	2	2	2	3	3
特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型					
母子保健機能	1	1	1	1	1
児童福祉機能	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	636	631	628	621	618
確保方策	636	631	628	621	618

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業概要

市が定めた保育料以外の教材費、園外活動等の行事費、給食費（幼稚園等）の実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行います。

②現状

本市において実施はしていません。

③今後の方向性

本事業は、教育・保育施設等に通う児童の実費徴収額（日用品、文房具等）について、低所得者の負担軽減を図るため、その費用の一部を補助するものです。給付については、国が設定する上限額及び市内各施設の状況を踏まえ、必要に応じて検討していきます。

（４）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（単位：子育て支援事業の参入対象園への巡回回数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

（単位：新設園の巡回回数）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

（５）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○全小学校区合計

（単位：人）

	（実績）	（推計）				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1, 503	1, 538	1, 547	1, 553	1, 559	1, 546
1 年生	360	398	378	369	374	358
2 年生	332	345	382	363	352	358
3 年生	315	300	310	347	326	316
4 年生	247	241	233	237	265	251
5 年生	162	163	157	154	157	178
6 年生	87	91	87	83	85	85
確保方策	1, 537	1, 577	1, 617	1, 617	1, 677	1, 677

○小学校区別

①八幡小学校区

（単位：人）

	（実績）	（推計）				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	208	215	221	220	228	228
1 年生	50	58	49	43	54	50
2 年生	48	49	57	48	42	53
3 年生	32	45	46	54	45	39
4 年生	32	25	36	37	43	36
5 年生	23	24	19	27	28	33
6 年生	23	14	14	11	16	17
確保方策	205	205	205	205	205	205

②島小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	35	32	26	22	21	24
1年生	4	4	4	3	6	12
2年生	12	4	4	4	3	6
3年生	8	10	3	3	3	2
4年生	3	7	9	2	2	2
5年生	5	2	4	6	1	1
6年生	3	5	2	4	6	1
確保方策	44	44	44	44	44	44

③沖島小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
1年生	0	0	0	0	0	0
2年生	0	0	0	0	0	0
3年生	0	0	0	0	0	0
4年生	0	0	0	0	0	0
5年生	0	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0	0

④岡山小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	165	158	152	133	131	124
1年生	34	29	34	21	30	24
2年生	34	34	29	34	21	30
3年生	25	30	30	25	30	18
4年生	39	21	26	26	21	26
5年生	25	28	15	18	18	15
6年生	8	16	18	9	11	11
確保方策	170	170	170	170	170	170

確保方策のうち校区外で確保しているものについては、利用動向に応じて他校区への転換を促します。

⑤金田小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	304	331	350	365	377	372
1 年生	74	90	82	76	82	71
2 年生	66	74	90	82	76	82
3 年生	57	64	71	87	79	73
4 年生	44	47	53	59	72	65
5 年生	38	32	34	39	43	53
6 年生	25	24	20	22	25	28
確保方策	294	334	334	334	334	334

量の見込みに応じて、令和 8 年度を目途に新たな受け皿を確保します。

⑥桐原小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	173	189	192	209	217	219
1 年生	48	62	51	64	57	55
2 年生	40	44	57	47	59	52
3 年生	31	35	39	51	42	53
4 年生	27	22	25	27	36	30
5 年生	20	15	12	14	15	21
6 年生	7	11	8	6	8	8
確保方策	177	177	217	217	217	217

量の見込みに応じて、令和 8 年度を目途に新たな受け皿を確保します。

⑦桐原東小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	177	173	162	161	150	150
1 年生	36	37	36	45	32	37
2 年生	39	33	33	33	41	29
3 年生	50	38	32	32	32	40
4 年生	34	38	29	24	24	24
5 年生	14	22	24	18	15	15
6 年生	4	5	8	9	6	5
確保方策	171	171	171	171	171	171

⑧馬淵小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	47	39	40	39	37	34
1 年生	10	6	14	12	11	7
2 年生	10	8	5	12	10	9
3 年生	14	7	6	3	9	7
4 年生	6	12	6	5	2	8
5 年生	5	3	7	3	3	1
6 年生	2	3	2	4	2	2
確保方策	75	75	75	75	75	75

⑨北里小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	86	95	98	106	115	111
1 年生	27	33	28	33	38	24
2 年生	19	26	32	27	32	37
3 年生	23	16	21	27	22	27
4 年生	8	14	9	12	16	13
5 年生	6	4	7	4	6	8
6 年生	3	2	1	3	1	2
確保方策	90	90	90	90	90	90

⑩武佐小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	38	38	41	44	43	39
1 年生	14	15	18	17	15	13
2 年生	11	12	13	16	15	13
3 年生	8	6	6	7	8	8
4 年生	4	4	3	3	4	4
5 年生	1	1	1	1	1	1
6 年生	0	0	0	0	0	0
確保方策	38	38	38	38	38	38

⑪安土小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	206	211	214	210	204	212
1 年生	45	52	50	45	42	55
2 年生	40	44	51	49	44	41
3 年生	51	38	42	49	47	42
4 年生	39	41	30	33	39	37
5 年生	20	27	29	21	23	27
6 年生	11	9	12	13	9	10
確保方策	199	199	199	199	259	259

令和 10 年度を目途に新たな専用施設（こどもの家）を整備し、受け皿を確保します。

⑫老蘇小学校区

(単位：人)

	(実績)	(推計)				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	64	57	51	44	36	33
1 年生	18	12	12	10	7	10
2 年生	13	17	11	11	9	6
3 年生	16	11	14	9	9	7
4 年生	11	10	7	9	6	6
5 年生	5	5	5	3	4	3
6 年生	1	2	2	2	1	1
確保方策	74	74	74	74	74	74

（６）子育て短期支援事業

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	１	１	１	１	１
確保方策					
利用人数	１	１	１	１	１
箇所数	５	５	６	６	６

（７）乳幼児全戸訪問事業

（単位：訪問件数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	５８３	５７７	５７４	５６９	５６７
確保方策	５８３	５７７	５７４	５６９	５６７

（８）養育支援訪問事業

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	１５	１５	１５	１５	１５
確保方策	１５	１５	１５	１５	１５

（９）子育て世帯訪問支援事業

量の見込み（単位：件数） 確保方策（単位：実施箇所数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	３	３	３	３	３
確保方策	１	１	１	１	１

（１０）親子形成支援事業

（単位：延べ利用組数）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	５７６	５７６	５７６	５７６	５７６
確保方策	５７６	５７６	５７６	５７６	５７６

(11) 地域子育て支援拠点事業

○全市域

引き続き子どもセンター3箇所（八幡、八幡東、八幡西）、地域子育て支援センター2箇所（地域子育て支援センタークレヨン・安土子育て支援センター）、つどいの広場3箇所（ほんわかの家八幡、ほんわかの家金田、あいあいの家）の計8箇所を実施をします。

老朽化している八幡西子どもセンター・八幡東子どもセンターについては、他の子どもセンターと合わせて、今後の機能移転や集約統合等の在り方について検討し整備を行います。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20,857	20,842	20,752	20,605	20,500
確保方策	8	8	8	8	7

○中学校区別

①八幡中学校区

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9,887	9,825	9,702	9,609	9,532
確保方策	3	3	3	3	4

②八幡東中学校区

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,434	4,604	4,545	4,511	4,494
確保方策	2	2	2	2	1

③八幡西中学校区

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,949	2,949	2,995	2,995	3,000
確保方策	1	1	1	1	0

④安土中学校区

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,587	3,467	3,510	3,489	3,474
確保方策	2	2	2	2	2

(12) 一時預かり事業

○幼稚園での一時預かり（幼稚園型）

（単位：日人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15,097	16,150	16,502	17,074	16,765
確保方策	15,097	16,150	16,502	17,074	16,765

○幼稚園以外での一時預かり（一般型等）

（単位：日人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,332	1,345	1,332	1,319	1,319
確保方策	1,332	1,345	1,332	1,319	1,319
一般型	633	633	633	633	633
余裕活用型	22	22	22	22	22
あいあいの家	18	18	18	18	18
ファミリー・サポートセンター	659	672	659	646	646

(13) 病児保育事業

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	810	829	849	826	828
確保方策	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

(14) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート・センター事業）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	665	678	665	652	652
就学前児童	583	594	583	571	571
就学児童	76	78	76	75	75
病児・緊急対応強化	6	6	6	6	6
確保方策	665	678	665	652	652
就学前児童	583	594	583	571	571
就学児童	76	78	76	75	75
病児・緊急対応強化	6	6	6	6	6

（15）妊婦健康診査事業

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7,356	7,321	7,250	7,227	7,192
確保方策	7,356	7,321	7,250	7,227	7,192

（16）産後ケア事業

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	166	174	183	192	202
宿泊型	46	49	51	53	56
通所型	32	33	35	36	38
訪問型	88	93	97	102	107
確保方策	166	174	183	192	202

（17）妊婦等包括相談支援事業

（単位：回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,383	1,376	1,363	1,358	1,352
確保方策	1,383	1,376	1,363	1,358	1,352

5 就学前教育・保育の提供及び小学校との連携の推進

（1）こどもの育ちを支える就学前教育・保育の提供

乳幼児期は、こどもの人格が形成される重要な時期であり、この時期に適切な教育・保育が提供されることが大切です。多様化する保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟にこどもを受け入れ、教育・保育を必要とするこどもが確実にこれらの提供を受けられるよう適切な環境を整えます。

（2）教育・保育等の質の確保及び向上

幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上と就学前教育・保育に関する専門的な知識・技能を持つ支援者と連携を図りながら、教育・保育及び子育て支援の質の確保及び向上に努めます。

（3）小学校との連携の推進

こどもの発達や学びの連続性を保障するため、就学前教育・保育と小学校教育への円滑な接続に向けた教育・保育内容の工夫を図り、園所と小学校がこどもの育ちや学びを共有することにより、切れ目ない教育・保育の質の向上を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

第6章 計画の推進

1 推進体制

本計画の策定にあたっては、素案の作成段階から、学識経験者、市民代表、こどもの保護者代表、子ども・子育て支援事業の従事者等により構成する「子ども・子育て会議」にて議論を重ねてきました。

また、子育て世帯及びこどもを対象としたアンケート調査や、当事者であるこどもの意見聴取の実施により、幅広く意見をいただいたものを反映しています。

計画の推進にあたっては、こどもの意見や子育ての当事者の意見を聞きながら、関係各課、各種関係機関、団体、企業等が連携し、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

また、引き続き「近江八幡市子ども・子育て会議」において、重点事業や法定事業の進捗管理ならびに対策の検討を進めていきます。

2 こどもの意見を施策に反映させる取組

こども基本法において、「すべてのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「すべてのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が基本理念とされています。

本市においても、こどもが対象となる施策について、当事者であるこども自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることやその意見を施策に反映することなどについて、市全体で取り組んでいく必要があります。

計画の推進に当たっては、様々なこども施策の所管課において、こどもの意見聴取や施策反映が進むよう、好事例の共有や庁内外での横展開を図っていきます。

3 進捗管理、評価・見直し

本計画を効果的に推進していくため、年度ごとに点検・評価を行い、その結果をふまえたうえで取り組みの充実や見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し、計画的かつ円滑に推進していきます。

また、計画に定める事業・取り組み内容や事業量等については、社会情勢の変化や市として新た把握したデータに基づくニーズ量等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

資料集

1 近江八幡市子ども・子育て会議 委員名簿

(任期：令和4年4月1日から令和7年3月31日)

(凡例) 未：こどもの未来応援部会、育：こどもの育ち部会、安：こども・子育て安心部会

委員の区分	部会	氏名	所属機関	備考
子ども・子育て支援に関し学識経を有する者	未	◎中川 千恵美	大阪人間科学大学 人間科学部 教授	
	育	◎山本 一成	滋賀大学教育学部 准教授	
	安	◎榎本 祐子	びわこ学院大学短期大学部 准教授	
市民の代表	未	浅井 雅	公募委員	
子どもの保護者の代表		竹村 深雪	【放課後児童クラブ代表】 近江八幡市学童保育連絡協議会	令和4年度
		佐野 しのぶ		令和5年度
	安	福井 恵美		
		塚本 哲也	【保育所・認定こども園保護者代表】 公私立保育園（所）・こども園保護者会連合会	令和4年度
		伊賀上 秀彦		令和5年度
	育	平 祐太		
		深尾 恵	【幼稚園保護者代表】 近江八幡市PTA連合会	令和4年度
	未	大橋 由喜		令和5年度～
		高井 淳	【小学校保護者代表】 近江八幡市PTA連合会	令和4年度
		上田 恵美		令和5年度
	未	北 加奈子		
子ども・子育て支援事業に従事する者		川嶋 弘美	近江八幡市民生委員児童委員協議会	令和4年度～ 令和5年度
	育	井崎 浩子		
	安	津田 幸子	【ファミリー・サポート・センター運営】 特定非営利活動法人子育てサポートおうみはちまんすくすく	
	安	久木 康行	【放課後児童クラブ運営】 社会福祉法人ほおの木	
	未	八木 明恵	近江八幡市社会福祉協議会	
	未	秋村 加代子	【障がい児者当事者・当事者家族団体】 特定非営利活動法人近江八幡市手をつなぐ育成会	
	安	伊崎 葉子	【利用者支援事業等運営】 NPO 法人 ほんわかハート	

	育	井上 和美	【保育所・認定こども園長代表】 近江八幡市保育協議会	
		山岡 亜由美	【幼稚園長代表】 近江八幡市幼稚園長会	令和4年度
		北川 美由紀		令和5年度
	育	有森 美紀		
		村地 信彦	【小・中学校長代表】 近江八幡市小中学校長会	令和4年度
		村井 孝一郎		令和5年度
	未	森 茂次		
その他市長が必要 と認めるもの	未	石塚 千恵	近江八幡市蒲生郡医師会	
		久家 昌代	近江八幡市教育委員会	令和4年度～ 令和5年度
	育	大更 秀尚		
		見島 めぐみ	【事業主代表】 学校法人ヴォーリス学園	令和4年度～ 令和5年度
	安	安川 千穂		
		豊後 孫治	近江八幡市まちづくり協議会連絡会	令和4年度
		深尾 甚一郎		令和5年度
	安	東山 孝三郎		
		西村 静恵	おうみはちまん親子応援団「ぱびぷべぼ」	令和4年度
	安	山田 さつき		

1

2

2 計画策定経過

2 (1) 近江八幡市子ども・子育て会議 開催状況

回	開催日	概 要
1	令和4年8月1日	・第二期子ども・子育て支援事業計画 ハチピープランの進捗状況について ・近江八幡市の児童の状況について ・第二期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しとスケジュールについて
2	令和4年11月25日	・放課後児童クラブ部会の審議の経過について（報告） ・第二期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて ・意見交換 ・改正児童福祉法等について ・今後のスケジュールについて
3	令和5年2月22日	・第二期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（案）の策定について ・次期計画に向けての意見交換 ・情報提供
4	令和5年8月8日	・役員の選出 ・第二期子ども・子育て支援事業計画 ハチピープランの進捗状況について ・近江八幡市児童福祉の状況について ・第三期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画ハチピープランの策定について ・こども計画について ・情報提供
5	令和5年12月15日	・第二期計画の評価について ・第三期計画策定に係るアンケート調査について
6	令和6年3月26日	・第二期計画の振り返りについて ・第三期計画策定に係るアンケート調査について ・第三期計画策定スケジュールについて ・第三期計画の基本理念について

7	令和6年5月31日	・第二期子ども・子育て支援事業計画ハチピープランの進捗状況について ・近江八幡市児童福祉の状況について ・第三期子ども・子育て支援事業計画策定の方針及びスケジュール等について ・第三期子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての現状把握について
8	令和6年8月8日	・第三期計画の基本理念について ・第三期計画の基本目標及び施策について ・近江八幡市子ども・子育て会議にかかる部会の設置について
9	令和6年12月13日	・各部会からの報告について ・第三期子ども・子育て支援事業計画素案（案）について

1
2

1 (2) こども・子育て安心部会 開催状況

回	開催日	概 要
1	令和6年9月19日	・第三期計画にかかる事業及び数値目標について ・法定事業の量の見込み及び確保方策について ・計画策定にかかるこどもの意見聴取について
2	令和6年11月18日	・第一回部会における意見等について ・こどもの意見聴取の実施結果について ・第三回本会議に向けての部会意見のとりまとめについて

2

3 (3) こどもの育ち部会 開催状況

回	開催日	概 要
1	令和6年9月18日	・第三期計画にかかる事業及び数値目標について ・法定事業の量の見込み及び確保方策について ・計画策定にかかるこどもの意見聴取について
2	令和6年11月12日	・第一回部会における意見等について ・こどもの意見聴取の実施結果について ・第三回本会議に向けての部会意見のとりまとめについて

4

5 (4) こどもの未来応援部会 開催状況

回	開催日	概 要
1	令和6年9月20日	・第三期計画にかかる事業及び数値目標について ・法定事業の量の見込み及び確保方策について ・計画策定にかかるこどもの意見聴取について
2	令和6年11月8日	・第一回部会における意見等について ・こどもの意見聴取の実施結果について ・第三回本会議に向けての部会意見のとりまとめについて

6

7

3 こどもの意見聴取

第三期計画の策定にあたり、当事者であるこどもの意見を施策に反映させることを目的として、「こどもの居場所」をテーマとしてこどもの意見聴取を実施しました。

(1) こども食堂を利用するこどもへのヒアリング

○実施日：令和6年10月18日（金）

○実施場所：こども食堂 Since（近江八幡市安土町常楽寺）

○対象者：NPO 法人 Since が運営するこども食堂とフリースクールを利用するこども12名

○対象者数：小学4年生から中学2年生のこども

○質問内容：家の近くで好きな場所やあったらいいなと思う場所、生活で困ることや嫌なこと、両親以外の大人とどんな話をするか 等

(2) 外国ルーツのこどもへのヒアリング

○実施日：令和6年10月19日（土）

○実施場所：ワールドアミーゴクラブ（金田コミュニティセンター）

○対象者：ワールドアミーゴクラブを利用するこども

○対象者数：小学校5年生から中学2年生のこども9名

○質問内容：学校や家の近くで好きな場所やあったらいいなと思う場所、こども食堂に参加したいと思ったきっかけ 等

4 用語解説

【か行】

教育・保育施設

認定こども園法第 2 条 6 項に規定する認定こども園、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条に規定する保育所の総称

コーホート変化率法

各コーホート（同年に出生した集団）の、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法（平成 24 年法律第 65 号）

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法（平成 25 年法律第 64 号）

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

1989 年 11 月に国連総会にて採択された世界のすべての子どもたちに、自らが権利を持つ主体であることを約束した、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来社会を担うこどもが健やかに生まれ育成される社会の形成を目的とする法（平成 15 年法律第 120 号）

食育

様々な経験を通し「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進を図ること

【は行】

プレコンセプションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すこと

【な行】

乳児等通園支援事業（こどもだれでも通園制度）

1 保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの
2 （保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生
3 活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を
4 把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提
5 供、助言その他の援助を行う事業

6
7 **【や行】**

8 **ヤングケアラー**

9 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者